

予算特別委員会

令和2年6月23日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和2年6月23日(火) 午前9時30分 開会
午後4時08分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 増田順弘 |
| 副委員長 | 川村優子 |
| 委員 | 杉本訓規 |
| 〃 | 奥本佳史 |
| 〃 | 松林謙司 |
| 〃 | 谷原一安 |
| 〃 | 岡本吉司 |
| 〃 | 西井 覚 |
| 〃 | 西川 弥三郎 |

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

| | |
|----|------|
| 議長 | 下村正樹 |
| 議員 | 内野悦子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------|------|
| 市長 | 阿古和彦 |
| 副市長 | 溝尾彰人 |
| 企画部長 | 吉川正人 |
| 企画政策課長 | 高垣倫浩 |
| 情報推進課長 | 高橋勝英 |
| 総務部長 | 吉村雅央 |
| 総務財政課長 | 米田匡勝 |
| 生活安全課長 | 竹本淳逸 |
| 市民生活部長 | 前村芳安 |
| クリーンセンター所長 | 白澤真治 |
| 産業観光部長 | 早田幸介 |
| 商工観光課長 | 吉村和則 |
| 都市整備部長 | 松本秀樹 |
| 建設課長 | 安川博敏 |

| | |
|------------|---------|
| 保健福祉部長兼 | |
| 健康増進課長 | 森 井 敏 英 |
| 長寿福祉課長 | 中 井 智 恵 |
| こども未来創造部長 | 井 上 理 恵 |
| 子育て福祉課長 | 吉 村 浩 尚 |
| 教育部長 | 吉 井 忠 |
| 教育委員会理事兼 | |
| 生涯学習課長 | 西 川 育 子 |
| 教育総務課長 | 村 田 真 也 |
| 学校教育課長補佐 | 石 橋 和 佳 |
| 学校給食センター所長 | 油 谷 知 之 |
| 新庄文化会館長兼 | |
| 當麻文化会館長 | 竹 内 和 代 |
| 上下水道部長 | 井 邑 陽 一 |
| 水道課長 | 福 森 伸 好 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 岩 永 睦 治 |
| 書記 | 和 田 善 弘 |
| 〃 | 高 松 和 弘 |
| 〃 | 福 原 有 美 |

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

| | |
|-------|----------------------------------|
| 議第57号 | 令和2年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決について |
| 議第58号 | 令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について |
| 議第59号 | 令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について |
| 議第60号 | 令和2年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について |

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。金曜日に総務建設常任委員会、それから昨日厚生文教常任委員会と、私も昨日傍聴させていただきました。非常に活発なご議論を賜っております。今予算特別委員会の案件の内容にも事前にご協議を頂いて、十分内容についてご審議を頂いたものかなというふうに拝察しておりますので、本日のこの予算特別委員会にしっかりとその辺のご議論を踏まえながら、委員会、活発なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

委員外議員をご紹介します。内野議員、お聞きしておりますのは梨本議員でございますけれども、まだ入室をしておりません。

発言される場合は必ず挙手を頂き、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、マイクを近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりません。携帯電話等をお持ちの方につきましては、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いをいたします。

また、新型コロナウイルス感染予防の観点から会議の進行に際し、密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますのでご承知願いたいと思います。委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についてもあまり人数が多くならないよう順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位におかれましても、ご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いを申し上げます。また、発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力を頂きますようお願いを申し上げます。

次に、一般会計補正予算の審議方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は、歳出で12款まででございます。委員会室に入れる理事者側の人数にも限りがございますので、提案説明につきましては、一般会計補正予算の歳出歳入を一括でご説明を受けます。そして、質疑については、まず歳出の3款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行っていただきます。3款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の4款から6款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。なお、第2表の債務負担行為補正に関する質疑は、このときをお願いを申し上げます。それから、6款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の8款から12款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして、12款までの質疑終了後に議員間討議、討論、採決を行います。特別会計補正予算につきましては、これまでと同様に歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。

これまでのことについて、何かご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことにいたします。

初めに、議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

令和2年度葛城市一般会計補正予算(第3号)でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,862万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億3,344万円とするものでございます。また、第2条では債務負担行為の設定を、それから、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の4ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、第2表債務負担行為補正についてでございます。クリーンセンター長期包括管理運営委託事業といたしまして、ごみ焼却施設の運転管理について運転管理経費の平準化及び安定的運転を図るため、債務負担を設定するものでございます。なお、期間につきましては令和3年度から令和11年度とし、その限度額を25億1,511万5,000円とするものでございます。

次に、5ページの第3表地方債補正でございます。補正内容といたしましては変更ということでございまして、まず1つ目でございますけれども、土木債の社会資本整備総合交付金事業におきます地域連携推進事業におきまして、当初予定を上回る令和2年度国の補助内示があったため1,020万円を追加するものでございます。2つ目は、教育債の幼稚園施設整備事業で磐城小学校付属幼稚園改築工事に係る部分でございます。当初は令和2年度予算に計上いたしておいた事業について、令和元年度国の補正により前倒しによる補助内示がございまして、令和元年度第4号補正をお願いいたしました部分と重複する部分といたしまして7,900万円を減額し0円とするものでございます。なお、それぞれの起債方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳出の事項別明細書でご説明をさせていただきます。8ページをお開き願ひます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、14目地方創生臨時交付金事業費でございます。この目につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるよう創設された地方創生臨時交付金対応事業の一般会計分をまとめておるところでございます。補正額といたしましては6,949万6,000円

の追加で、公共的空間安全・安心確保事業、こちらは議会事務局でございますけれども、備品購入費として50万6,000円。それから、テレビ会議システム構築事業、こちらは情報推進課でございますが、庁用備品購入費として878万円。それから、感染症拡大防止事業、健康増進課でございますけれども、こちらで消耗品が48万7,000円、医薬材料費で140万8,000円。それから、保育給食費助成事業といたしまして、役務費、通信運搬費で6万8,000円。それから、負担金補助及び交付金で549万5,000円。それから、事業継続支援事業ということで、商工観光課配当でございますけれども、負担金補助及び交付金で5,000万円。それから、給食費保護者負担軽減事業で、学校給食センター配当でございますけれども、役務通信運搬費で6万8,000円、負担金補助及び交付金で268万4,000円のそれぞれ追加ということでございます。

次に、9ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費でございます。補正額が56万9,000円の追加で、老人福祉事業、長寿福祉課配当でございますけれども、介護保険システム改修委託料でございます。次に、6目介護保険料助成費でございます。補正額が1,751万2,000円の追加で、27節繰出金で、介護保険料助成費繰出金でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。補正額は122万7,000円の追加で、民間保育所育成助成事業、子育て福祉課配当でございますけれども、18節負担金補助及び交付金の民間保育所育成助成金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。補正額は579万2,000円の減額でございます。感染症予防対策事業で減額の1,155万円、それから、感染症予防対策事業、子育て福祉課で575万8,000円の追加でございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

6款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。補正額は3,063万3,000円の追加で、土木管理事業、建設課配当で3,063万3,000円の追加となっております。次に、2項道路橋りょう費、6目地域連携推進事業費でございます。補正額は2,900万円の追加で地域連携推進事業、建設課配当でございますけれども、こちらは橋りょうの長寿命化対策事業ということの追加でございます。

次に、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。補正額は2億3,372万3,000円の追加でございます。学校情報化推進事業、こちらはGIGAスクール事業の前倒しということで1億8,710万5,000円の追加、それから、学校給食特別会計繰出金で4,661万8,000円の追加でございます。

次に、8款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。補正額は1億8,259万8,000円の減額で、先ほど申し上げましたように令和元年度の国の追加補正ということで、令和2年度に予定をしていたものの減額というものでございます。

次に11ページに移っていただきまして、8款教育費、5項社会教育費、4目公民館費でございます。補正額は200万円の追加で、公民館分館運営事業、生涯学習課配当の負担金補助及び交付金でございます。

次に、10款公債費、1項公債費、1目元金でございます。補正額は1,770万円の追加で、元金償還となっております。次に、3目公債諸費でございます。補正額は15万円の追加で、市債管理事業といたしまして、補償補てん及び賠償金で繰上償還に係る補償金となっております。

最後に、12款予備費、1項予備費、1目予備費でございます。補正額は500万円の追加となっております。

続いて、歳入に移らせていただきたいと思っております。6ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金では、補正額が527万3,000円の減額で、保育所保育料の減額となっております。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、補正額が875万6,000円の追加で、介護保険の低所得者保険料軽減に係る国庫負担金でございます。次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、補正額が1億5,451万7,000円の追加で、地方創生臨時交付金でございます。次に、2目民生費国庫補助金では、補正額が731万6,000円の追加で、介護保険システム改修補助、それから、子ども・子育て支援交付金、それから、保育対策総合支援事業補助金の追加となっております。次に、4目土木費国庫補助金では、補正額が1,375万円の追加で、橋りょう補修事業の補助金でございます。次に、6目教育費国庫補助金では、補正額が4,329万3,000円の追加でございます。GIGAスクールの前倒しで、それとあと幼稚園のほうで、磐城小学校附属幼稚園改築に係る減額の部分でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金では、補正額が437万8,000円の追加で、介護保険の低所得者保険料軽減に係る県負担分でございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正額が6,096万9,000円の追加となっております。

次に、7ページに移っていただきまして、20款諸収入、3項雑入、4目雑入では、補正額が28万6,000円の減額で、保育所給食代の減額で299万7,000円、それから、自治総合センターコミュニティ助成で200万円の追加、それから、公立文化施設自主事業中止保険料で71万1,000円の追加となっております。

21款市債、1項市債、4目土木債では、補正額が1,020万円の追加、それから、6目教育費では、補正額が7,900万円の減額で、幼稚園管理事業債でございます。

以上で、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

まず、歳出の3款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 皆さん、ご迷惑をおかけしました。無事帰ってまいりました。いろいろお聞かせ願いたい

と思います。僕、ちょっと一般質問でもやりたかったんですけども、8ページ、テレビ会議システムの事業のやつなんですけども、コロナの関係でウェブを使った会議を使っていこうという動きの中で出てきているものやと思うんですけども、今のこの自粛期間中の中はどのような会議の体制を取られていたのかということと、今回、予算で上がってきたのは、どのような会議で誰がどのように使うのか、お聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしく申し上げます。杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、補正に計上させていただいたテレビ会議システム構築事業といたしまして、現在コロナウイルス感染対策といたしまして、内部で行っている会議や打合せなどについて、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話を発生する密接場所、いわゆる3密を避け、会議や打合せに参集しなくても、自席で会議に参加することができ、感染を回避することができるような会議システムを構築するもので、また、両庁舎間の移動や市内各施設等庁舎間の移動にかかる時間的なコストの削減や移動による事故へのリスク軽減を図ることもできるため、ビデオ会議システムの構築を検討しております。

現在、検討しておりますビデオ会議システムでございますが、現在、業務で使用しております既存のLGWAN系ネットワークを利用することにより更新することを考えておりまして、新たにネットワークを構築するための時間や経費を節減できることもありますし、それにまた既存のネットワークを利用しますので、セキュリティ上のリスクの心配もなく安心して利用できるシステムの構築を考えております。この構築のシステムでございますが、要は新庄庁舎、當麻庁舎の両庁舎に会議のホストとして開設場所を設置させていただきまして、その開設場所を拠点としまして、今、職員が使っているLGWAN端末をゲスト、参加のほうのお客として使わせていただいて、自席からテレビ会議システムに参加できる、3密を避けることができるというシステムの構築を検討しております。今のところ検討している拠点数は、新庄庁舎、當麻庁舎合わせて大体24拠点ぐらい構築できたらと考えております。

以上でございます。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

ただいま杉本委員の質問で、自粛中の会議はどうしていたのかという部分でございますけれども、内部会議につきましては、換気等を行いまして、なるべく参加者も少ないという状況で、3密を避ける状況で開催するという形をとっております。あと、外部の方が集まれる会議につきましては、書面決議等で対応しているという状況でございます。そして、このテレビ会議で想定しております会議でございますけれども、毎週、部長会をしておりますので、3密を避けるという部分と庁舎間の移動のリスクを避けるという部分も含めて活用できるのかなど。あと、両庁舎間だけではなく、各個人の席からも会議にも参加できますシステムを考えておりますので、その辺の活用は今後いろいろ研究していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。ウェブを使って両庁舎間の無駄も省けてコロナ対策になる。それはそれでいいんですけども、これは行政の中で使うというイメージで今聞こえたんですけども、例えば、先ほど部長おっしゃったみたいに外部からの会議、協議会とあって、市民の皆さん、選ばれた方が来ると、会議に参加されていると思うんですけども、コロナ、これ第2波、第3波というのも考えなあかんし、僕、いつも言うインフルエンザのときとか、例えばコロナ以外のこととかも、こういうことが想定されるという実証ではないですけども、今コロナはそういうふうな状況だと思うんですけども、外部の方もこのウェブ会議をこういうときに参加できるように、なぜこれ同時にできないのか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 外部の会議の件でございますけども、現状今この予算で考えている部分につきましては、先ほど課長が申し上げましたようにLGWANという閉鎖環境の中での構築を考えておりまして、外部の方が参加するという状況をまだ今のところ構築できていないという状況でございます。例えば、外部の方が参加される会議でありましたら、近くの公共施設、市の施設のところで端末に向かっていただいて、参加していただくという方法は可能であるかなというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。これはやっぱり医療関係の方とかも参加される会議って多いと思うんです。僕聞いている声では、そこへ率先して自粛中とかでもやっぱり行けないと。ウェブを使った会議を活用していきましょうという動きになっている中で、やっぱりここはいち早く、問題はいろいろあると思うんです。ただ、選ばれた方々が来ているので、そういったこともしっかり頭に入れて、内部でやることに関してはこれはこれでいいことやと思うんですけども、しっかり目先そっちに向けていただいて、できるだけ早く。無理なことではないと思うんです。無理な会議は集まってもらって、簡単な会議はそういうふうに行えるような仕組みをいち早くつくっていただいて、選ばれた方々のためにも安心して会議に参加できるようにお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 ただいまの杉本委員の質問の関連でお伺いいたします。まず、今のLGWAN使ったLGWANベースのネットワークの会議システム、リモート会議システムということですけども、先ほどのご説明で24拠点とおっしゃいましたけども、この24というのは要するに部長級の方々に準ずる方も含めた形でのやつだと思うんですけども、利用する場所というのが自席からの会議というふうにおっしゃいました。基本的にこのLGWANを何で使うかと言うと、外部と切り離れたネットワーク内で情報の漏洩がないというところに配慮した形での運用が

ベースになっていると思うんですけども、自席からやっぱりこういう重要な内容の会議の発言をするというのは、どこでどういう形で情報が漏れるかも分かりませんので、その運用形態で果たしていいのかどうか。その辺りの検討をされたのかどうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

増田委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしくお願いします。

今、委員おっしゃっていただいたとおりに、自席ですということ、安易な情報漏洩等、後ろに画像が映っていて情報が漏れる等々ありますので、その辺は便利に使えるということで、自席でL G W A Nのほうでカメラの前でリモート会議をすることはできるんですけども、そのときに後ろに映るもの、情報等がありますので、その辺は端末を動かしたり、個室の中でその情報が漏れないような形の部屋に移ってでも端末を動かして、L A Nケーブルのつながっているところであれば会議等を開設できますので、その辺は導入に伴いまして運用上は十分注意させていただきまして、構築の方を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。周辺環境に配慮しながらやるというのは本当に基本中の基本なので、その辺りも気をつけていただきたいと。分かっていると思うんですけども。

それとあともう一つは、先ほど杉本委員からもありましたように、内部の会議のシステムとしてはいいんですけども、この間コロナの間、いろんな自治体でも導入されていますけども、民間の会議システム、Z o o mであったり、ハンダウトとかT e a m s ありますけども、あれを使った形での民間の方々とのいろんな会議、催されているところがあるんですけども、今後そういう形での葛城市での運用というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

増田委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。

今、同じように委員がおっしゃっていただいたように、今後、外部ともネットワーク、リモートウェブ会議ができるようなシステムは構築を考えていきたいと思っておりますけども、今現在コロナ関連でウェブ会議システム導入がどんどん増えてきているんですけども、その中でよくZ o o mのほうをお聞きしまして、Z o o mというのは簡単に使えるからいいのではないですかということで、よくご質問を受けるんですけども、このZ o o mなんですけども、一応総務省の地方自治体におけるテレワークに係る留意事項について情報提供といたしまして、内閣サイバーセキュリティセンターより重要インフラ事業者等に対して、「重要インフラ事業者等におけるテレワークにかかる留意事項（注意喚起）」が発出されておりますので、その中の1つに遠隔会議システムでありますZ o o mビデオコミュニケーションズ社のZ o o mについてはセキュリティ上の問題があることを発表されていますので、今現在、情報推進課としてはZ o o mの方は利用を差し控えているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 もう最後で言い放しになりますけども、Z o o mの件は報道でもありましたから、海外でも国を挙げての使用を差し控えるというところもありましたけども、情報漏洩と疑われた大本は会議室のI Dが使い回しできるというところとパスワードの設定をしていないというところがほとんどの原因だったので、1回ごとにI D変えて、パスワード設定して、なおかつリンクからアクセスできない設定できますので、それさえやれば、ほとんど今回の情報漏洩問題は回避できるというふうになっておりますので、その辺の運用も踏まえた上で、その辺の、それ以外のハングアウト、T e a m sであっても、やはり完璧にそれを回避することはできませんので、いろんな一長一短あると思いますけども、やはり全くほかの方になじんでいないシステムをやったところで、一般のそういう委員さんが使いにくくなっては、それは本末転倒になりますので、その辺り今後踏まえながらいい方法を考えていってください。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私のは、8ページの14目地方創生臨時交付金事業費の中で一番右端の公共的空間安全・安心確保事業、この内容と、そして、ちょっと下、下がりました、保育給食費助成事業という、これ多分この部分につきましては、園内の通所する園児の給食費の免除だと思うのですが、これは公立も私立も含むのかということと、そして、通所する園児が0歳児と2歳児、3歳児と5歳児とありまして、0歳児と2歳児は給食費も保育料に含まれるということで、ここら辺の内訳はどうなっているのか。それも含まれて全て免除されるのかということ。ここをちょっとお聞きしたいんです。

増田委員長 和田課長。

和田書記 議会事務局の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松林委員のご質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として国から交付されます地方創生臨時交付金事業の対象となる事業でありまして、具体的には、公共施設における3密防止などの感染機会の軽減に向けて、市議会の議場用に空気清浄機4台を購入する事業となります。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

松林委員のご質問にお答えさせていただきます。私ども、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた市民への生活支援のため、市内市外の公立保育所、私立保育園等に通っておられる3歳以上の児童の給食費の免除及び0歳から2歳児の給食費相当分保育料の減免助成を6月から8月の3か月間実施させていただきたいと考えております。こちら、保育園の給食費助成金のほうなんですけれども、こちら、市内の私立保育園の3歳から5歳児無償化の分なんですけれども、こちらの給食代を保育園のほうに助成をさせていただきます。あともう一つ、市外の公立私立の保育所、保育園の3歳から5歳児、無償化の給食代と市外の公立保育所の、認定こども園等については保護者に直接補助させていただくということで、公立も

私立も補助のほうはさせていただくという考えでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 まず、空気清浄機のほうは4台ということで、学校教育課のほうは衛生費として購入される空気清浄機と同じものなのかということと、そして、もう一つはこの公立私立の保育所のおよそ何人ぐらいの方がこの対象となるのかということをお聞かせ願えますか。

増田委員長 和田課長。

和田書記 今回、想定しております機種 of 適応面積が約76平方メートルということで、議場の広さは190平方メートルであることから、天井も高いということで、学校よりもちょっと適応範囲的には4台ぐらい必要であるかというふうに考えておりますけれども、学校と同一機種になるか、それともプラズマクラスターとか加湿機能とかのついた機種を考えておりますので、同じ機種になる可能性はありますけれども、今のところ、まだどういう機種というのは決定はしておりませんが、同一機種になる可能性もあるかと思っております。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課の吉村でございます。よろしくお願いたします。

まず、3歳から5歳児、無償化の市内私立保育園の給食の分なんですけれども、こちらのほう、私立保育園の給食費相当分ということで5,500円の分が807人、副食費免除されている方が1,000円なんですけれども、1,000円の方が198人ということでトータル463万6,500円でございます。続きまして、0歳から2歳児の市外公立保育所、認定こども園の給食費の助成のほうなんですけれども、こちらのほうは公立保育所の給食費相当分ということで5,300円の48人の25万4,400円。続きまして、3歳から5歳児の無償化の市外私立保育園給食費助成分でございます。こちらのほう公立保育所の給食費相当分でございます5,300円の108人、800円の39人でトータル60万3,600円と。合計が549万4,500円になります。

以上でございます。

増田委員長 局長。

岩永事務局長 議会事務局の岩永でございます。

先ほどの空気清浄機の機種 of 件でございます。新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援交付金、以前にあった分なんですけれども、今回の地方創生の臨時交付金の中で具体的に空気清浄機の機能については書いていなかったもので、この交付金事業の中に空気清浄機の購入についてというのがありまして、その中にはHEPAフィルターを使った空気清浄機というふうに明記されていますので、これに関してもやはりHEPAフィルターの使った空気清浄機というのをまず機種として選んでいきたいと。課長の先ほど説明した機種にもHEPAフィルターはついておりますので、一応HEPAフィルターというのは必ずついているものということで選定したいと思っております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 空気清浄機につきましては、議場とかそこらは教室に比べて空間が広いので4台いるという。そしてまた、空気清浄機、HEPAフィルターという、これがコロナに対して有効であるという。効果があるという。まあ、そういうことで購入されるということで、了解しました。

保育所の給食費につきましては、私立公立合わせて、私立につきましては、市外につきましては、認定こども園、ここに市内相当分の給食費を援助するということで了解いたしました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願いします。

8ページの歳出、2款総務費の1項総務管理費、14目の地方創生臨時交付金事業費のところなんですけれども、大きいところ少しお伺いします。こうやって、目として14目に地方創生臨時交付金事業費というふうに立てておられて、補正額が6,900万円余り措置されているわけなんですけれども、これは国のほうからの地方創生臨時交付金、全額ではないと思うんです。つまり、支出の内訳として予防費とか、そちらのほうに回しているものもあるだろうし、ここでこういうふうな目として上げられている意味合い、どういうことでこういう目になって上げているのか。そのことについて、説明をお願いします。これは、新型コロナウイルス感染症対策についての臨時交付金だと思いますので、ここに入っているものは全てそういうことの対策費として使われるのかなと理解するわけなんですけれども、個別にお伺いしてもいいんですけれども、葛城市としてこの臨時交付金を使って、ここに組んである予算の具体的な中身、つまりこれだけのことを市民の皆さんに、あるいはいろんなところでやっていきますよというふうなことで、ちょっと全体像をお話していただいたらありがたいんです。

あと、個別に金額について、その中身については、また具体的に質問ということになるかと思うんですけれども、その点でちょっと2点お伺いしたいんですが、ただ、委員長のほうにそういう質問でいいかどうかというのがありますので、ちょっと取り計らっていただいて、最初のほうはともかく全体像のところはどうかということにはちょっと判断してください。お願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問、全体像ということですので、まず、地方創生臨時交付金制度の概要と交付対象がいかなるものであるかということをご説明させていただきます。内閣府の地方創生推進室が5月1日付で通知しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、今回交付対象となる事業について、5月13日から庁舎内で関係部署が集まって洗い出し作業を行っております。この交付金の交付対象となる事業につきましては、令和2年4月7日付で閣議決定されました新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策の中で定められた考え方を基に事業として今回計上しております。具体的には感染症の防止策に関するもの、感染症拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資

する事業が交付対象となっております。

続きまして、全体的にどのような事業を市民向けにしているのかというお話であったと思いますので、概要になりますけれどもご説明させていただきます。まず、市民向けの対象事業といたしましては、感染症予防対策としての全戸配布用のマスクの購入、子育て世帯向けには給食費保護者負担軽減事業としての市内の公立保育所、幼稚園、小学校、中学校、子ども向けへの給食費負担金の補助、また既に予備費でも対応しております市内幼稚園5園の空気清浄機の購入費、また5月の臨時会におきまして議決いただいております小学校、中学校への空気清浄機の購入費用、また市内保育所、保育園、幼稚園、小学校、中学校へ向けての子ども用のマスクや高濃度アルコール、また非接触式の体温計を配付する購入費用にも充てております。

また、事業者向け対象事業といたしましては、市内の中小企業個人事業者向けへの休業支援事業や事業継続支援事業といたしまして、葛城市ががんばる企業応援交付金事業を創設いたしまして、支援していくものと費用を計上しております。

また、感染症予防対策としましては、市内の福祉施設医療機関へ配付するためのマスクの購入、高濃度アルコールの購入費用を計上しております。

また、G I G Aスクール構想への支援事業による小学校、中学校への1人1台端末の導入費用についても事業の中には対象となっております。

あと、公共施設向けなんですけれども、公共的空間安全・安心確保事業としまして、庁舎カウンターに飛沫感染防止用のアクリル板の設置、また、公共空間での感染機会を削減するため、換気困難な場所への空気清浄機の設置、非接触体温計の購入、最後に新型コロナに伴う移動や会議のための密集を避けるためのテレビ会議システムなどを今回計上いたしております。

また、最後にG I G Aスクールにつきましては、地方創生臨時交付金事業の対象として計画はしていますが、今後の国の2次補正の動向もありますので、今回の補正予算の歳入予算には充当されておられません。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。地方創生臨時交付金事業の対象となるものについて、その中で庁舎内で洗い出しをして、事業を決定して、ここに上がっているもの、ほかにもここにはないものについても若干予防費として入っているものもあるようですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、個別具体的にになってきますけれども、1つは、生活関連、地域経済についての落ち込みを何とか食い止めようということで、それにも利用できるということになりますので、それについてここに上がっているのは事業継続支援事業、商工観光課、このがんばる企業応援交付金というものだろうと思うんですが、この中身についてお聞きしたいと思います。それから、もう一つは、まあまあそれで、ちょっとまずそこをお聞きしておきます。お願いします。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまのご質問にありました、がんばる企業応援交付金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じ、その事業活動を縮小せざるを得ない市内に事業所を置く中小企業者等の中で、その経営を持続するためにやむを得ず新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証などの借入制度を活用された事業者、あるいは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する県からの要請及び協力依頼によりまして、営業時間の短縮やあるいは休業された事業者に対しましての奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給されました事業者に対しまして、今回、葛城市ががんばる企業応援交付金を交付させていただきまして、事業経営の継続を支援させていただくことを目的としたものでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員、よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私も伺おうと思っていたんですけども、今の関連になります。がんばる企業応援交付金なんですけども、今のお話から行くと、要は今回のコロナを受けて、営業に支障というか何らかの影響が出て、そこの企業に対する補てんという意味合いが強いという形に捉えたんですけども、これ、いろんな県が実はもうやっているのですが、ほとんどのところを見ると一応そういう売上げが減った企業が今後新たな市場開拓のために、例えば、従来にない営業の仕方を考えたりとか、新規開拓するための事業の補助にという、要するにこれからの前向きな投資という形に対して応援補助金というのをやっているところが多いんですけども、それはもう今回全くないということ。例えば、先ほどの対象に入らない企業でもやはり前年度の売上げが落ちている。その対象に入らないまでも落ちている企業があって、今後従来のやり方と違う営業をかけて新しい市場開拓していきたい企業に対して、それを応援という意味でこれを補助するという、そういう使い方はされないのでしょうか。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 今回のこの地方創生臨時交付金の中におきましては、優先する部分をまず何かということで選択をさせていただいております。既に今ご質問いただきましたような事業につきましては、県で取り組んでいただいている事業も中にはございます。その辺を注視しながら、また今後第2次の部分も含めまして、その中でも優先されるものは何かという部分はありましようけども、そういった部分でまた検討を重ねていきたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 経営者の中には、なかなか先行き見通せなくて、取りあえずの運転資金でこういう補助金を申請されている方もいますけども、中にはやっぱりこれをチャンスと捉えて新しい事業開拓に進んでいこうという方も結構いらっしゃるの、そういう方に対してもやっぱり補助

金、県もあるということですし、日本商工会議所もやっております。そういうところが実はあるよということの案内も含めて、今後葛城市も考えていかれるということですから、やはりそのこういう中にあっても売上げ回復のために市が応援する、協力していくところの、そうしないと、やっぱりいろんな意味で税収も減っていくことになりますので、その辺り今後考えていっていただきたいと思います。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 僕も関連でお聞きしたいんですけども、このがんばる企業応援交付金、今の話聞いていて、5,000万円というふうになっているんです。これはどういう根拠で出てきたか分からないんですけども、これまたなくなったらまた追加とかあるんですか。と言うのは、奈良県のほうからの緊急融資にも今から企業苦しくなると思うんです。僕の感覚としては、今までよりも、でも、6月2日か何日かに17日でやめますみたいな、2週間ぐらいの告知でやめたんです。僕の周りの皆さん、今からしんどくなるのにもう打ち切りかかって怒ってはるんです。そういうふうになったらまずいと思うんですけども、分からないですけど、この5,000万円がなくなったらまた追加とか、この5,000万円の根拠、これで足りるということなんですか。僕その辺ちょっとよく分からない。そこが気になったのでお聞きしたいんですけど。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問でございますが、今回5,000万円の予算計上に当たってのまず内訳を申し上げます。予算計上は、セーフティネットの関連の借受事業者が400事業所と考えております。それから、休業支援金に係る対象者につきましては100事業所というふうに、現在、この予算におきましては計上させていただいているところでございます。

セーフティネット関係の先週末時点の実績の数でございますが、4号、セーフティネット等の関連で現在392の申請が出ております。ただし、事業所としましては4号も出し、5号も出し、あるいは、危機関連保証も申請されるという重複しての申請される方もございますので、それを事業所単位で換算いたしますと307事業所がこれまでの実績というふうになっております。併せまして休業支援につきましても、県のほうに問合せをさせていただきましたところ、6月15日現在で87件の事業所の申請があったということでございます。

それから、このセーフティネットにつきましては、県の単独事業で行われた部分は改正を今回されたわけなんですけども、セーフティネット自体の申請はまだ9月1日まで継続して行われるということでございますので、その辺を見据えて、また状況を見ていきたいかなというふうに思っています。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 追加もやっていく覚悟でいますので、ご安心ください。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。今の4号、5号というのも、分かりにくいと言う人もいてはって、そういうところも葛城市ではないんですけど、僕が聞いた話では、役所も大変やからあんま

りちゃんと教えてくれへんという声も聞いたことがあるんです。そういうところもちゃんとしっかり気をつけていただいて、市長おっしゃるみたいに追加も考えていただけるということで、しっかり応援していただいたらなと思います。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 この臨時交付金のところで、感染予防の拡大のことで質問すんのんか、衛生費でやるのんか、ちょっと迷うところですねんけども、いつやったか市長とも話をしたと思いますねんけども、今度2波、これ多分入っていないんですよ。この補正予算に。令和2年度の補正予算入っていないんやけども、葛城市にやっぱり多くの個人の開業医の方がおられると。それで2波、3波、今でもやろうけれども、どうしてはんのんか、ちょっとそこら分からのやけども、例えば、ただ単なるインフルエンザで来てはんのやら、新型コロナで来てはんのやら、熱あったら来られると。そのときに1人でやってはるから、1人でもそういうふうなことがあると、その医院なり個人でやってはる人らは、もうそのときに閉じやなあかんようなことになるので、この2次補正で今度出てくるときにやろうと思ってはんのんか、1次補正でやろうと思ってはんのんか、多分これ入っていないからね。

と言うのは、システムとして葛城市の医師会と話をして、そして数ある診療所の中で電話があったときには、取りあえずPCR検査もだんだん便利というか、性能もようになってきて、唾液でもできるとか、時間もあんまりかからんとか、そういうふうになってきているんやから、どこか葛城市に健康福祉センターであろうがどこであろうが、そこに検査をしていただくことを設置して、それで、どれだけお金かかんのんかよう分からんけれども、例えばAという医院にこういうことで行きたいと言わはっても、そこでまず普通のインフルエンザか新型コロナか判断してもうて、普通の陰性やと出た場合は、そのAやBやという診療所へ行って診てもうてくださいと言って振れると思うんです。

それぞれの個人の医院は、そんな対応できへんと思うんですわ。取りあえず検査の。そして固めてというか、そういう疑いのある人やったら、ここで一旦診てもうてから、それで陰性というふうなことになったら、いつもかかっている診療所へ行くと、行ってくださいと。こういうふうなことが、もうそろそろPCR検査も2時間か3時間か何かそんなんで出るような感じやから、そういうふうにせんともう1人の人がぼんとその診療所へ行ったら、もうその診療所でかかるけども、そこでもう閉じやなあかんようになってしまうので、そこらのことを今度、この補正の、次の2波、3波、本当にどうなんのんかよう分からんけれども、冬になってきたら、必ずまあ言やインフルエンザなのか、今の新型コロナなのか、分からん人がずっと診療所へさつと行かはったら、そこがぼんと後で陽性やと分かったら、その診療所全部閉じやなあかんというのは、またそんなせんあかんというようなことになるので、そこらはどういうふうな今後、今はこれ入っていないから、多分。ちょっとでもそういう準備にかかる何らかのことが入ってあるのかなと思っていただけでも、今聞いていたら、全然これ入っているようにないので、そこらは今後どういうふうな考えやんのか、ちょっと教えていただきたい。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長兼健康増進課長 保健福祉部長の森井でございます。

ご心配ありがとうございます。ただいま、委員のほうからご質問いただきました件につきましては、保健福祉部のほうでもとても心配している部分でございます。現在、この関係の流れとしましては、県のほうで発熱外来のほう設置するという話も出てきております。それに加えて、先ほど来から会議のZ o o mの話が出ていましたが、医師会につきましてもZ o o mの会議をされて、私どもの職員も加わらせていただく形をとりまして、こういった形の対策について、加わらせていただいているところでございます。引き続き注視しまして、方法について探っていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問とはちょっと違った方向の返答になりましたので、改めてご返答させていただきます。今回の補正予算の段階で、実は検討しております。PCR検査等、市内独自で持つことができないのかということは、実は検討しております。その中で、県下の状況を見ますと、自治体独自で持っているのが奈良市、それと橿原市は複数の自治体でPCR検査をすると。それと、最近では天理市がたしかやるというようなことを発表しているように記憶しております。

葛城市におきましても医師会等に打診はしておるんですけども、なかなかその受皿が見つからないというのが実情でございます。地域によりましては、大和高田市等でも実は検討されております。大和高田市のほうは、医師会のほうがそのようなところを要求されると。今現在PCR検査は、県の保健所の系列で大和高田市立病院のほうでされておられるみたいですけども、それ以外の大和高田市の患者等要望についてはされていないと。だから、大和高田市独自でも、やはりそういうようなことが必要ではないかということで検討されている中に、大和高田市と葛城市で合同でその検討をしませんかという打診はしておるところでございます。

これから秋冬に向かいます、PCR検査についてはどのような形をとるのがいいのかということは、やはり考えていかないといけないと思っております。ただ、そのPCR検査、場所が非常に難しい。それと要員が難しい。2点の問題があると思っておりますので、その解決に向けて行政内部で検討を重ねていきたいと思っております。委員ご指摘のとおり、今回の補正予算にはその部分については全く上がっておりませんが、行政内部の検討は進めているということでご理解を頂きたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 そういう検討はしておられるということで、今後冬にインフルエンザが流行していく時期に入ると、やるのでは遅いので、今市長がおっしゃったように、そういうような検討をいただいていると。要は、人員、人とあとはお金のことがあるので、ここの補正のところは今大和高田市やったら大和高田市と、1市でできへんのやったら近隣とやるというふうなこ

とをしておかんと葛城市の中で、言えば若い人もやけれどもお年寄りもやっぱり、僕らでもかかりつけの診療所がぼんとなくなってくるなんて言うたら、してはらへんようになったら大変やから、そこらのところを今検討していただいているのであれば、早めに体制を整えたら、市民の皆さんに整ったことを、9月ぐらいのときにはまた次の補正が出てくるんやろうと思うけれども、その体制をとっていただいて、早めにやっぱり市民の方々に安心していただけるような、また、医師、診療所そのものも安心していただけるような措置を講じていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしときます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、地方創生臨時交付金について伺いたいと思います。まず、この全額補助の1億5,451万7,000円が予算計上されているわけですが、8ページに上がっている分につきましては6,760万1,000円。これは節で上がっている内容やと思います。これ以外に8,691万6,000円の差額があるわけですが、この中で、例えば予防費のマスクが3,300万円、それから子育て福祉で575万8,000円、給食費の関係で4,560万6,000円、こういうふうになると思うんですが、聞きたいのは、学校の空気清浄機、補正予算が臨時で組まれた段階で、その当時は一般単独であったと。しかし、今度この補助金がついたら、そこに充当していきまして、こういう話があったと思うんですが、この金額からして、空気清浄機に充当できるお金がここに入っているのか、入っていないのか。私が今言った金額がもし正しいとしたら251万2,000円の差が出ている。251万2,000円が何かということと、その空気清浄機、いやこれはもうとても補助対象になりませんよと。一般で対応しますねんということになるのか、まず、お尋ねをしていきたいと思います。

増田委員長 どちら。溝尾副市長。

溝尾副市長 私のほうからお答えさせていただきます。すみません。ちょっと200何十万円というのが、何か分からなかったもので、そこについてはお答えできないんですけども。現時点では1億5,500万円程度の地方創生臨時交付金の内示は頂いております。国のほうでさらに2兆円ですかね、臨時創生交付金が予算で認められて、もうまもなく我々のほうにも幾らぐらいの数字かというのは来るかと思っております。その金額、第1次が1兆円で第2次が2兆円ですので、1億5,000万円以上は来るのかなと思っておりますので、その中で空気清浄機についても対応してまいりたいと思っております。

以上です。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡本委員がご質問の中で、200万円余りがちょっと合わないというお話だったかと思っております。その部分につきましては、補正予算書の7ページでございます、一番上段に保育所の給食代ということで299万7,000円が出ております。この部分が、今回の地方創生臨時交付金の歳入のほうで充当させていただいている部分でございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、答弁いただきました。今、米田課長から聞いたのは、その251万2,000円以外はこの配分で合っているということでもいいわけやね。ただいま副市長おっしゃったように、今ここには空気清浄機は補助対象になっておりませんと。しかし、今度2次に期待をしていますと。こういう話を言われたら、そうですかとしか言いようがないと思うわけやけども、架空の話をしたらあきませんけれども、もし、2次もついてこなかったら、実際単独でも実施すると。今、入札されたんか、されていないのか知らんけども、その辺のやっぱり考え方やと思うんですよね。今のこの議会の場合は、もう既に予算計上されているわけやから補助金がついている、ついたんは、これ関係なしの話で。もう現実、ついてきてあるわけやんな。そこらをどういうふうに考えてはんのか、わしみたいなこと言うたらあかんのか知らんけど、もし意見があったら、言うていただいて。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 おっしゃるとおり財源に穴が開かないのかという質問だと思います。そちらについては、十分に穴が開かないように対応してまいりたいと思っておりますし、あとは執行時期というのも非常に大事かと思えます。正確というか、財源がつくまでやらないという判断をするのであれば、財源がついた時点で補正をするという考え方ももちろんあると思えますし、感染症対策という意味で、つく可能性が非常に高いだろうという場合は、先に歳出をやって、後で財源構成をするという考え方もあるかと思えますので、どちらが正しいというものではないかと思えますが、今回につきましては感染症対策という意味で早い時期にやったほうがいいのではないかということで、先にやらせていただいて、後でついた時点で財源構成をさせていただくと。財源構成も、できる可能性が高いのではないかと考えているところでございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長から正しい答弁頂いたら、これ以上言われへんので、とにかく補助のつくように努力を願いたいと言うしかないと思えますので、よろしく願いしときます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは先ほどの質問の続きになるんですけども、がんばる企業応援交付金のことについてちょっと詳しくお聞きしたいと思います。先ほど、この対象者、対象となる企業ということで、1つは融資の件で、セーフティ4号、5号というところを申請されている方、それから県の自粛の休業要請に従ったところ、その数を具体的におっしゃって、それで予算化しているということですが、それだけなのかということなんです。

と申しますのは、私がいろいろ地域の業者さんのところにちょっとお伺いしても、特に小さい零細のところは先行きが見通せないなので、しばらく貯金を取り崩して頑張ると。だから、セーフティなんかも、融資、お金を借りると返済ということもありますので、そこをできる

だけ避けて今は我慢してやっているという方が結構いらっしゃるんです。県の自粛要請の対象の店というのも、あれは業者も限られていますし、本当に困っている方というのは持続化給付金、これをとにかく、これは頂けるものでありますから、それ申請されている方も結構おられますので、こういう方のところ、対象というふうなことで当然考えて、この予算の中に入っているのか。今後のこと、2次補正ということがありましたけれども、ちょっとこの仕切りのところで、どうなのかということで、もう一度そこを確認させていただきたいと思います。

それから2つ目は、感染対策で使うということで、空気清浄機の問題があるんです。教室につけましたと。そのときも私ちょっとお話したんですけども、今回議場にもつけると。そうすると、ほかの施設にもつけていくということになるのかなというふうなことをちょっと考えておるんですが、このエビデンス、本当に空気清浄機が確かに交付対象の事業の中に入っているようですけども、3密を避けるという点で、今言われているのは、特に予防で言われているのは手洗い、それからマスク、3密を避ける。その中には、密閉を避けるのにはこのように開け放す。教室でも換気扇回す。それが一番確実な方法で、空気清浄機というのは密閉された空間で空気を清浄するというのは分かるんですが、開け放したところで空気清浄なんていうのは効率が非常に悪くなるというか、実際に効果がどの程度のものか分からないんですが、ここら辺、エビデンスがはっきりしていると考えてやっておられるものなのか。その上で今後、議場にもつけられるということですから、庁舎内とか、あとは中央公民館その他あります。その感染予防として効果があるとして、こういうものをつけていこうとされているのか、これも大変なことに、予算の使い方としてちょっとありますので、ここら辺はエビデンスがどうか、確実なものとして議場にもつけられるのかどうか。ここら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしくお願いたします。ただいま谷原委員からのご質問でございますが、まず持続化給付金につきましては、今回の対象とはしておりません。しかし、先ほど申しましたセーフティネット関係の制度という部分でございますが、4号、5号、危機関連保証、それ以外に、県の経営環境変化・災害対策資金の活用、あるいは、日本政策金融公庫、商工中央金庫からの新型コロナウイルス感染症に関する借入、こういった部分を受けた方につきましては、この対象にさせていただき予定で今進めております。

それから持続化支援金のほうにつきましては、その対象を把握するのは非常に難しいということもあります。逆にこれにつきましては、既にもらっている方もいらっしゃいますけども、まだもらっておられないという方もいらっしゃいます。今般、県のほうから、そういった経営支援に係るそういう相談員の派遣というようなことも伺っております、既に葛城市といたしましても、少なくとも週1回ぐらいの要請をできないかということで、今、協議をしておるところでございます。ただ、奈良県内全ての市町村に対してのそういった形を進めておられますので、果たしてそのとおりに行くかどうかは、ちょっと分からないところでございますが、そういった形で、まだそういった受給を受けておられないような事業者に対して、

まずは受給していただけるような部分に促せるような、そういう体制づくりから入っていき
たいかなというように今思っております。

以上でございます。

増田委員長 もう一個ある。空気清浄機。

溝尾副市長。

溝尾副市長 空気清浄機、今後、増やしていくのかということと、あとエビデンスのことの2点かと思
います。現時点で、我々が考えているもっとも密になるようなところで、換気ができないと
ころはどこなのかというのを考えて、議場については換気がやっぱり窓がないので、そこは
危ないのではないかということ今考えているところ。現時点ではそれで。また、ほかにも
出てきましたら、それについてはその都度検討はしてまいります。

次に、エビデンスについてですが、今回のコロナというのはまだ正体が分かっていないと
いうか、ワクチンもできておりませんし、エビデンスを求められると大変厳しいところでご
ざいまして、エビデンスがないとできないと言われてしまうと、もう何もできなくなってい
まうところなんです。今回、この空気清浄機が完全に効果、これだけで効果があるとは思って
おりませんし、空気清浄機と換気も併せて、またクーラーとか暖房をつけているときは少なく
とも閉めている時間が多いですから、空気清浄機などを活用したり、様々な対策、あと、も
のが目に見えるというものは非常に安心感を与えるものだと思いますので、それが高いのか
安いのかという判断はあるかと思いますが、少しでも安心に、インフルエンザとかにも効果
はありますので、コロナ対策だけではなく総合的に判断して対策したというところでござい
ます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初のがんばる企業応援交付金につきましては、早く支給する
という点では把握されている方に支給できるということで、今回そういう措置になったんだろ
うと思います。持続化給付金については、申請されても受けておられなかったり、そういう
ことがはっきりつかめないという段階だということがあるかと思うんですけども、広く、
こういう事業所、事業者の方に恩恵を及ぼす点から見たら、今後またそのことについても
ぜひ検討をお願いいたします。

それから、空気清浄機ですけど、私が一番不安に思っているのは安心ということなんです。
空気清浄機のエビデンスがはっきりしていない中で、空気清浄機頼りではないと思うん
です。やっぱり教室の換気、特に学校におきましては教室の換気が一番であって、加湿器に
ついては、インフルエンザについては、確かに効果があるということははっきりしているわ
けですけども、そういうこと頼みにならないように、機械頼みにならないように考えてい
く必要があるなと考えて、指摘させていただきました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

杉本委員。

杉本委員 空気清浄機の話が出たので、ちょっと予算と関係ないかも分かんないんですけども、空気

清浄機というのは空気清浄機だけではなくて、換気扇とかエアコンで空気を回して初めて効果が発揮されると言われているんです。それで僕ちょっといろいろ調べた。お聞きしたら、奈良市の学校とかやったら、換気扇が教室についているんですけども、当分使っていなかったから壊れているとか、動かないとかという事例があったみたいなんです。ちょっと僕はあんまりよく分からないんですけども、空気清浄機を置くという過程で、換気扇、葛城市の学校の換気扇はどういった、ちゃんとあるのか、動くのかというのは分かればお聞かせ願いたいです。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

ただいまの委員の問いにお答えさせていただきたいと思います。教室におきましては、換気扇のついていないところ、ついていないところが若干ございます。換気扇のついていないところにつきましては、作動につきまして毎年確認しておりますので、その辺につきましては内部では確認しております。それと、空気の流れということにつきましては、換気扇のついていないところにつきましては、それぞれ扇風機を設置しておりますので窓を開けながらとか、扇風機を併用しながら、空気の流れをつくって、換気がスムーズに行えるようにということで考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。葛城市は、学校もエアコン全部ついているので、そういうふうな工夫もされていると思うんですけど、やっぱり寒い暑いとか出てきて、つけるつけへんとなったときに、換気扇、扇風機で対応というふうにお話しされているんですけど、やっぱりそういうふうにも効果的に使っていただくようお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

岡本委員。

岡本委員 先ほどちょっと谷原委員の質問で、高垣課長のほうから、私立保育所に空気清浄機をつけるとの計画を今ちょっと言われたと思うので、私、勉強不足なんですけども、これは既についておるのか。あるいは、いやいや、これから助成していきまんねんというのか、ちょっとその辺がちょっと私勉強不足だったので、教えてほしいんです。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。ただいまの岡本委員のお問いにお答えさせていただきます。

私立の保育園の空気清浄機の設置状況について、お尋ねいただいております。5月の時点で調べましたところ、華表、浄正院、はじかみの3園があるわけですが、それぞれ未設置の場所が図書室であるとか、事務室であるとか、面談室であるとか、保育の保育室について設置されていないところが3部屋はございましたけれども、そのほかの職員等が利用する部分というところがメインで予算要求をさせていただいているところで

ございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、もう既に助成をして、ついていると。

増田委員長 3室を除いて入っているというご答弁でございます。

岡本委員 そしたら、結局ついていないところについては、今後助成は考えていないのか、考えるんか、その辺どうですか。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたしました。今の補正予算に上げさせていただいておりますので、先ほど申しましたように、3室のみが保育に係る分でございますが、それ以外の部分も先ほどの図書室であるとか、事務室であるとか、多目的室、そういったものを含めて予算を上げさせていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 保育所につきましては、私立、公立ともに空気清浄機の整備というのは進んでおりました。ですので、ほぼほぼついておるといのが実情でございます。それで、再度空気清浄機がついていない場所があるのかどうかということを確認いたしました。そういたしますと、部長が申しあげました、私立でそういう場所がついていないということでございますので、今回、補正予算で上げておりますので、そのお金でつけていただくという形になっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今回のこの補正が上がっていると言うの。

井上こども未来創造部長 はい。

岡本委員 ということは、9ページの児童措置費の中に入っているということになるわけかい。

井上こども未来創造部長 はい。

岡本委員 この122万7,000円の中に空気清浄機も含まれていると。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 そのようになっておりますので。民間保育所育成助成金の中で予算計上させていただいておりますので、そちらに含ませていただいております。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 そやから、この122万7,000円の中に3園分の不足している分が入っているという解釈でいいのですかと聞いているわけや。そんでいいわけやねんな。

増田委員長 そういうご答弁ですね。

岡本委員 含まれていると。そういうことやな。

井上こども未来創造部長 はい、それで結構でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 今、岡本委員の関連というか、保育所に、今、皆、空気清浄機をフルに装備しようということですが、9ページの一番下の衛生費のほうに入っております子育て福祉課のところの備品購入費の427万7,000円。これに関しましては、勉強会の中でも、学童保育所かなというふうに思っているんですけど。

(「3款まで」の声あり)

川村副委員長 ごめんなさい。そうですね。申し訳ない。じゃ次にします。すみません。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 これ、3款まではいいんですね。9ページの老人福祉費、介護保険料の助成費というところなんですけども、この介護保険料助成費繰出金というこの部分。この部分につきましては、多分コロナの影響による減免措置ではないと思うんですけども、多分これ消費税率引上げに際しての介護保険の減免措置であろうかと思うんですけども、この財源はどこから、どのような負担で出ているのかというところをちょっとお聞かせください。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長兼健康増進課長 保健福祉部の森井でございます。9ページの介護保険料の助成費の中にあります繰出金のことでございます。これにつきましては、介護保険の1段階から3段階、先ほど委員がお述べになられました消費税率上昇に伴う介護保険料の軽減強化の部分に該当します。それで、この部分につきまして関係するページでございますが、6ページをごらんください。

歳入のほうで、国庫支出金のところを見ていただきましたら、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金の中に、低所得者保険料軽減負担金としまして2分の1が、これが国庫の分の負担分に相当します。それに加えて、下のほうの段で、県支出金の民生費県負担金、社会福祉費負担金の中に、同じく低所得者保険料軽減負担金、これが4分の1となっております。残ります4分の1につきましては、市の負担という形になります。それから、ページ戻っていただきまして9ページの繰出金につきましては、また詳細につきましては、特別会計のほうでご説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 この部分で減免措置を受けられる方あると思うんですけども、特にどういう世帯というか。

増田委員長 内容については、特別会計のところでご説明いただくということでございます。よろしくをお願いします。

松林委員 多分これは恐らく低所得者の方々が減免措置を受けられるんであろうかと思うんですけども、これは消費税ということで、どうしても消費税というのはやっぱり低所得の方がどうしても負担が大きくなるという、こういう格差是正の部分であらうかなと思うんですけども、また、そういうところで、またお聞きさせていただきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、歳出の3款までの質疑を終結いたします。

ここで、職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出の4款から6款までの部分、それから、その歳出に関連する歳入の部分及び第2表の債務負担行為補正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

増田委員長 川村副委員長。

川村副委員長 先ほどちょっと言いかけましたので、先に、1番に質問させていただきます。

9ページの衛生費でございます。予防費の中でございます子育て福祉課における備品購入費のほう427万7,000円。これ、国庫のほうから出るわけですけれども、今、岡本委員がさっきの質問で保育所のほうは、学童保育所も含めて空気清浄機のほうは整備されると。これは、何かサーモグラフィーというような内容でちょっと勉強会で聞かせていただいたんですが、私もあまり、このサーモグラフィーってよくテレビなんかで、空港なんかでよく、通過しただけで熱のあるかないかが分かるということなんです、これをいち早くここに取り入れるという経緯、そういう経緯になったという理由、これが必要であるというふうになった理由をまずお聞かせいただきたいと思います。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願ひいたします。川村委員の御問いにお答えさせていただきます。サーモグラフィーのカメラなんですけれども、学童保育所のほうで6台分を予定しております。5か所、学童保育所、5か所の学童保育所と磐城児童館のほう予定させていただいております。こちらのほう、アラーム機能付で人の集まる施設などに設置して、手軽に熱画像で発熱チェックができて、赤外線体温計とともに学童保育の検温チェックを効率的に実施できるよう考えております。学校が終わりまして、学童保育に一気に子どもが来ますので、そこで一応おでこに当てる体温計も用意させてもらっているんですけれども、こういうサーモグラフィーのカメラを設置させていただきましたら、保護者のお迎えもありますので、その辺もいち早く、もし発熱されておったらアラームが鳴るということで、職員の負担軽減にもなると考えております。

以上でございます。

増田委員長 川村副委員長。

川村副委員長 これをつけていくという方向につきましては、私は何ら問題はないし、これ自体、職員の支援員の負担軽減、いろんな準備等もありますし、一気に来たときになかなか検温をして入らせるという手間が省けない。そういう手間も省けるのかなというふうには理解しているんですが、そしたら、これ各学校、教室に空気清浄機ということですけど、朝、大体検温して学校に行きますよね。これ日常というのを考えますと。そしたら、やはりこういうサーモグラフィーというのは、先生たちも消毒作業とかいろいろと、学童だけに問わず、サーモ

グラフィーというのがここで1回検証なさって、実験されて非常に効率的であるというようなことであれば、また今後こういう話については一体どういう状況になって、利便性があるのかということもぜひともお聞かせいただきたい。もう質問ではないですけど、ちょっと興味がある。興味というよりか利便性があるということで、あえて設置するわけですから、学校、朝からと昼からの体調って、途中で給食のときに計るわけでもないし、学校の行き帰り、昼から午後の体調はどうなのかということも含めて、やはり、それが非常にすぐに分かるというような迅速性も含めて分かっていくということは、これからの生活スタイルの中で必要であるということであれば、今後も進めていかないといけませんので、全体的に学校施設、保育所も学校施設も全て含めて、ぜひとも今後の、またこれの使い方については、また議会のほうにも教えていただきたいと思いますので、要望として、しておきます。よろしく願います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 これも関連になります。前の全員協議会的时候、実はこれちょっと言いかけてそれっきりになってしまっていたんですけども、学童にだけ入れられるということで、学校には入らない。それよりも何よりも前ちらっと言いかけましたけども、これアラーム付なんです。職員の手間が省けるというのは分かるんですけど、例えば子どもが通って、誰かのときに、あ、この子のときに鳴った。ほな、その子に対してからかいとかが発生せえへんのかということのを懸念するんです。要するに前にちらっと言いかけた個人情報というか個人のプライバシーの確保がちゃんとできるのかどうか。職員にとっては本当に見分けがつくというので、楽になるかも分かりませんが、子どもというのは本当に何て言うかな、悪気はなくても、「いや、あいつ何とかや何とかや。」とか言う子もやっぱり出かねん懸念があるんです。学校であれば、その辺先生方がその辺のチェックをうまくされてできると思うんです。特に学童の場合、それをコントロールする方がいてるんかどうかというのが一番懸念される場所なので、その辺はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

増田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまの件は非常に重要なことをおっしゃっていただいております。その部分はしっかりと心がけて、導入に至っては現場の職員も含めて、そしてまた子どもたちも含めて、そういったところ、熱があればアラームが鳴ってしまいますので、そちらがそういった人権的部分の侵害もしくは変ないじめや差別のほうにならないようなことを考えて、きちっと現場のほうでも教育的なところも含めて、はかってする必要があるなど今改めて思っておりますので、導入の際には現場の職員も含めて、お子さんも含めて、その部分をしっかりとやっていきたいと思っております。ご提言いただきまして、ありがとうございます。

失礼いたします。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 なかなか運用のところまで、まだ、絵を描いていらっやらないということは分かったんですけども、これは非常に繊細なところに触れる問題になりますので、やっぱり導入の前に運用のところをどうやるか。職員の手間がかからんようにというのを入れたつもりが、逆に手間がかかるようになりかねませんし、いろんな意味もあるので、その辺まずしっかり相談なさってからお願いしたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 10ページになります。6款土木費の1項土木管理費、1目土木総務費の中の土木管理事業におきまして、3,000万円余りの支出になっていますけれども、社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金となっております。支出が。これの内容についてお伺いいたします。

それから下の8款教育費、1項教育総務費、8款までですね。すみません。6款までですね。すみません。では、そこをお願いします。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。土木総務費の土木管理事業に係る分で3,063万3,000円の補正の内容についてですが、社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金ということで、内容といたしましては、道の駅整備に伴う周辺工事、道の駅駐車場ほか周辺整備工事及び葛城川東線の改良工事の3件の工事におきまして、受注者側である工事請負業者の役員が刑法96条の6、公契約関係競争等妨害の罪を犯し刑が確定したことにより、工事請負契約書に係る損害賠償金として契約金額の10分の2に相当する金額の納入がありました。その違約金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして、補助金相当分を返還するものであります。

返還金の詳細ですが、3つの工事の分がありまして、第27の120号、道の駅整備に伴う周辺整備事業、契約金額1億3,005万3,600円のうち補助対象額5,785万4,277円の補助率55%に、損害賠償率ということで20%を掛けた636万3,970円。2つ目が第28の109号、道の駅駐車場ほか周辺工事で、契約金額が1億3,062万2,760円。補助対象金額の1億3,062万2,760円に補助率と損害賠償率を掛けまして1,436万8,503円。3つ目が第29の114号、葛城川東線道路改良工事につきまして、契約金額が9,761万2,560円。この分の補助の対象額が9,000万円でございます。これについて、補助率と損害賠償率を掛けまして990万円がこれの分に係る返還金で、以上合計の3,063万2,473円が返還金として計上しておる分でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 これはいわゆるこの道の駅かつらぎの周辺工事及び葛城川東線のいわゆる官製談合事件に端を発した問題で、要は違約金を、要は工事請負会社から契約金の10分の2ですか、違約金を支払って、もう既にもらっていると。そのうちの中で補助金に関係するところを返金したということで、市の財政の負担ということは、ここは出ているからと、返還しているからとということで、これがそのまま市の負担となっているわけではないという理解でいいんでしょうか。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。谷原委員のおっしゃるとおり、そういうことでございます。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 谷原委員と同じ質問ですねけども、10ページ、土木総務費3,000万円、返還金ということで、今、課長から聞きました。契約金額3件で、ちょっと今控えていったら3億5,828万8,920円の契約金額、これに対する20%、いわゆる契約約款に基づいて業者はこれだけの負担をしていると。7,165万7,784円かな出ているわけや。それに対して今の説明を聞きますと、いわゆる補助対象事業費の55%補助金もらえますよ。そのうちの20%返還しますよと説明を受けたわけやけども、ただ単に今言われたように契約金額、ずっとこう言われたら、補助対象金額と合わへん。だからそれをちょっと言うてもらわんと、いつも言うふしに計算ができへん。ただ、国庫補助金55%ついてますよと。これは分かりますやん。その55%のうちの20%というのは今返還しなさいよ。これも分かりますやん。ところが、我々みたいな頭の悪いもの、計算式が分からんかったらでけへん。

例えば、その道の駅で今言われた、ちょっと番号あれやったけど、周辺整備1億3,005万3,600円。これは契約金額。ところが今課長の説明であったら、補助対象の事業費5,785万4,000円何ぼか言わはったと思うねんな。そうなったら、5,700万円と1億3,000万円のこの差、これは単費ですかということしか分からんわけや。その辺をちょっと説明してもらわんと。もし、もう時間がかかりまんねんと言うんなら、個別に教えてもうてもいいと思うねんけども、それを説明してもらわんと我々分からんわけやんか。

何遍も言うふしに契約金額は分かりました。しかし、補助対象金額は何ぼやねんということやないと、こんなん55%は分かってあるけども計算のしようがない。もし、その説明する時間がかかるんやったら、もう後で教えてもうたら結構やと思います。もし、答えられる範囲で、今20%返還しますとこう言うとするわけやけど、あとの30%の返還はないのかあるのか。

それと、今年の3月やったんかな。去年やったん。道の駅1億6,500万円。返還したときに、松山前副市長に私は質問しました。これ誰が弁償しまんねん。税金で全部弁償しまんのかという話をしたときに、名前は別として理事者に、その当時の理事者に損害賠償しますよという話があった。ところが今現在までそういう手続はされてんのか。いやいや、それはもうできまへんねんということになってあるのか。あるいは今のこの、今は3,000万円になってあるのか分からんけども、後のいわゆるこう30%というのか。それも、返さなあきまへんねんというふうになってあるのか。そこらを答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

増田委員長 誤解のないように、きちっと説明してください。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。岡本委員の質問に答えさせていただきます。まず、ちょっと手元

にある資料で説明させていただきますが、もし、不足があればお願いします。

まず、3件あるうちのまず1件の工事、第27の120号については1億3,005万3,600円が最終契約額となっております、そのうちの道路局分、今回の返還は道路局分についての分として、その分が5,785万4,277円となります。この分について、今、返還するという事になっていまして。それとあと都市局分というのが5,338万4,638円あります。これについては、また今後、調整した中で返還額が出てくるかと思えます。合計から最終契約額を引いた1,881万4,685円。これが、第27の120号の単独費分となります。

続きまして第28の109号につきまして、最終契約額は1億3,062万2,760円となっております、これにつきましては全て道路局分で、この全てが返還対象ということになって、単独費はここには入ってはおられません。

3つ目の第29の114号につきましては、最終契約金額が9,761万2,560円となっております、補助対象額は道路局分の9,000万円でありまして、単独分がその差額の761万2,560円となります。今、説明させていただきました道路局分の分が今回の補助率55%を掛けて、損害賠償率20%についての額となっております。

で、あと30%の返還についてということなんですが、ちょっと申し訳ないです。30%の返還というのはどういうことでしょうか。

(発言する者あり)

安川建設課長 その30%というのは差額をおっしゃっていただいているかと思うんですけど、それについては、そういう計算ではないということなんです。20%というのは損害賠償額ということで規定されている額として、その分ということによろしいでしょうか。

以上です。

増田委員長 おっしゃっているのは、55%のもらった補助金を全て返さんなのと違うかと。その分を今ここに予算化してんのかというお問いで、それなら55%のうちの20%あったら、残り35%はどうすんねんというお問いでございますけれども、そうではないんだと。今回の返還については、損害賠償分として20%を支払う。請求があったから支払いますと。こういう説明でいいんですかね。

西川委員 全額返せと言われてんのかというこっちゃ。それなら35%とか出てくるけども。

増田委員長 補助金の当初にもらった55%の補助金の返還は、今は国から言われているんですか、言われていないんですか。その辺の説明をもう一度お願いします。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

その差額というか、まずその55%というのは補助率ということで、契約に対して55%の国から補助金をもらっている額をまず計算していますと。その契約の分について、国からいただいた55%について、20%の損害賠償率を掛けるという意味は、工事の契約額に対して20%を業者のほうから返還いただいている金額なんです。その返還していただいている金額の中に補助の55%がありますので、その分を返しますということなんですが、それで、よろしいでしょうか。あとはそうです。あとは返す必要ないです。

(「そんでええのや」の声あり)

増田委員長 そういう説明でよろしいです。

岡本委員。

岡本委員 いろいろと口々に話が出てあるわけやけど、私の聞きたいのは、取りあえず20%と言うけども、最終的にいわゆる55%、1億300万円ほどになるんかな。このトータル。3億5,800万円の中の単独除けて計算して、55%で計算し直したら、ざっとそのぐらいに、今ちょっとぼんぼんと叩いたらそのぐらいになると思うんやけども、そのうちの例えば、今、うちから、行政から国に返還する金が今3,063万3,000円やろう。例えば。業者から7,165万円もうているけれども、これは市の歳入として受けているわけやろ。それで今返還するのは3,000万円や。この差は例えば市の利益ですよと。利益というような言い方したらあかんのか知らんけども、その形で収まんのかいと私は心配するから、いろんなことを言われている。今20%返しますよ。あとの35%分は要らへんのかという話をしてんのね。ただ業者にだけペナルティかけるのかい。行政はこれだけかいということになるから、細かく聞いているわけです。

それと今出てきた、いわゆる1億3,005万3,600円。この中に、都市再生の分が入っているということも聞いたわけやけども、そうやってきたら、社会資本、道路局だけ返還になつとるけど、都市局の返還がこれまた出てくると違うんかい。今のところ、そらつかみようがないのか知らんけども、どこまで返還をしたら終息をするというんか、なかなかそら難しい、答えにくいとは思いますが。我々が心配するのは、本当今後もう返還金というのはないんかなと。いやいや、まだ分かりまへんねんと。まだ第3弾、第4弾がありまんねんということになるのか。そこらもちょっとなかなか、ある程度は把握しておかないと、何も課長を責めてんのやないねんけど、実際にどうなるんかなということやから、ちょっと私もしつこく聞いて悪いけども、そういう聞き方をしておく。

今の課長の話では、取りあえず20%返しますよと、あとの分については、そんな国からも催促を受けていないので返す必要ないのやと。今のところではそれしか言えませんということやと私は思います。もし後で国からその分も返還しなさいよと来るかも分からんけど、そやけど今現時点では、課長の話ではここまでしか答弁はできませんということではないかなというふうに私は解釈をしておきます。もうそんな時間ないんで。そんなで言い合いするつもりはありません。

まだ、次、行ったらあかんねんな。

増田委員長 何か誤解があったら説明していただいても結構です。そのご解釈でよろしいですか、安川課長。

安川建設課長 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の関連なんですけれども、私ちょっと一般質問をこれさせていただいたんですよね。損害賠償のことに関わって、つまり官製談合ということで補助金返還ということになると。その補助金返還になったときに、もちろん契約の中に違約条項があるので、それについて契約

金の2割をその事件が明らかになったときは業者からもらおうと。その足し引きが市の損害になるかどうか。なれば、市として損害賠償請求が必要ではないかというふうな立てつけでやらせていただいたんですよね。

それで今、岡本委員の話を聞くと余計私も混乱してしまって、最初の話だったら発生しないのかなと思ったんですよ。だから、今のこの制度の仕組みとして、お聞きしたのは、お話としてこちらが理解したのは、要は補助金の中で言えば違約金のほう、発生した10分の2の部分の中の55%。補助率のところを返すだけで終わりだというふうに私は理解したんです。そういう立てつけになっているのか。それとも全然違って、そもそも補助金そのもの全額を返さなあかんと。全額返さなあかんで、つまり、100分の55の受けた補助金全額返さなあかんと。その返さなあかんで10分の2の違約金をもらった。契約金の10分の2の違約金を切った中で相殺するというふうになれば、これちょっと、持ち出しが発生するかなというふうなことがあるので、どういう、こういう問題が起きたときに、国の補助金に対して、どういふふうな支払いになっていくのかということのをちょっと確かめたいんです。そこはちょっと定かでなかったのもう一度お話を伺わせていただいたらと思うんです。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。谷原委員の質問についてですが、補助対象工事の分について、かかっている分を、補助金を返しますということなんですけど、20%の違約金については、工事の契約額について20%を返還していただいていると、支払っていただいているということになります。そこで、補助事業が100%であれば、言わばとんとんということになるかと思うんですけど、そこに単独事業費が入っている場合は、結局、2割分安く工事費がついたという言い方もおかしいんですけど、そういうことになりまして、単独費分については返還というのはもちろん発生しませんので、その分、結果的には抑えたことにはなるかと思えます。ということで、おっしゃられている補助の返還については、もらった分については返します。単独分については20%の違約金分は、差し引いたということになるかと思えます。

以上でございます。

増田委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。ちょっと今の課長の答弁についてちょっと補足させていただきますが、55%の補助と今の20%は別に考えていただいたらと思います。こちらでは55%の補助を頂いて、こちらでは20%返していただくと。いうことで言うたら二重でもらっていることになりますので、その部分の20%は補助で返してくださいねということでございます。それで、55%がそのまま残っているんです。それに対してまた今後、今、調整させていただいておりますが、返還という形はあるかもしれませんが、そういうことでございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。つまり55%の補助金については、違法行為があったから国に返す可能性がある。それについては今交渉していると。だから、今後新たに市から持ち出しとして、受けた補助金について持ち出しが出る可能性がある。だけど今は違約金としてもらった契約

金の2割についての中補助金分に当たる部分を国に返したということですから、損害賠償請求をすることが発生するのかどうか、今後のいかんですね。そしたら55%の補助金がどの程度返すかということにかかるとなるとはよく分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 続きまして、同じ10ページ、6目の地域連携推進事業費、この事業費、逆算したら、多分、補助事業費2,500万円ぐらいになると思うんですけども、予算上は2,900万円の予算計上をしてある。この差額については400万円の単費がついているということやけども、前々からいつも言うているように、単費をゼロにしろとは言わんけども、この単費、内訳を聞かな分からへんけど、例えば委託料700万円の予算計上してあるわけやけど、そのうちで補助対象は幾らやと。市単独予算が幾ら入ってあるのかということ細かく聞いたら時間がないのであれやけども、いわゆるトータル的に2,500万円に対して400万円の単費を組んである。ざっと2割ぐらい単費が入っている。そら、いろんなことがあるというのは分かるけども、今までからずっと言っているように土木費であまりにも単独が非常に多い。尺土駅前にしても、国鉄・坊城線にしても、今の例えば道の駅1つにしたって、1億3,000万円に対して1,800万円、単費使っていますよというようなことになっているわけやから、全体の事業から見て、非常に単費の率が高い。そやから、いろんなことがあるのは分からんことないけども、なぜ400万円の単費が要るのかだけ教えていただきたいと思います。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。単費委託料200万円と工事請負費については200万円を計上しております。単費をつける目的といたしましては、橋りょう長寿命化事業につきまして、例えばバージョンアップとなるような交通安全対策とか、転落防止柵、その辺を設置する場合、その辺は単費対応になる場合がありますので、その分を考慮いたしましてつけているというところでございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長の説明もそらそうかも分からんけども、いわゆる長寿命化計画、もう終わっているはずやんな。その段階で設計金額までは出ていないけども、長寿命化の中で、例えば、この橋りょうやったらどれだけの補修せなあかんというようなことはそこそこというか、ちょっと言葉は悪いですけども出てある。それに基づいて耐震補強というのか、そういうふうなことをやっていく。それに対する設計をやっていくということやから、今言われるようなことがないとは断言はしませんよ。ないとは断言しませんけども、あまりにもそのいろんな想像をつけて、単費がどうしても多い。

そやから毎年同じこと言うとのわけやけど、やっぱりできるだけ、これだけ財政逼迫してきたら、建設課、年間1年間の予算だけで単費が、そら使っていない分もあるやろうけども、実際使ったとしたら、かなりの金額が単費出ている。今は2,500万円に対して400万円。そう

か知らんけども全体から今年の予算を見たときに、建設課の予算で非常に大きい予算を組んである。例えば1割見たって何千万円という金が単費になってくる。そやから私はやかましくこう言うているわけで、あんまりしつこう言うたらあれやけども、予算をこんなん反対するわけにいかんのであれやけども、やっぱり実際の執行の段階では、もうゼロに近いような執行をしてもらいたいということだけはもう要望だけしときます。もう返答結構ですので。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 先ほどのこの返還のことについて、これはもうルール上おかしなことやったら、返還せなあかんというのは決まってあるから、これはこれでしょうがないと僕思います。しょうがないという言い方はあれやけども、そんなことを起こしたら、こういうふうな罰則があるということはもう分かってんねんさかいに、そこらは皆気をつけてやってもらわなあかんのやけども、僕はもう過ぎたことやけども、はっきり言って1億6,000万円もう返してしもたと。そのうちの1億円については、地域振興棟の使い方がちょっとこういうふうなことで補助金をもらうのに、こういう使い方をして、それで補助金をようさんもうたさかいに、それは違うやろうと言って返している。あとの6,000万円については、本来の道の駅の整備に対して、土地開発公社が補償補てんやら、それから、そういうふうな土地の、そういうふうなことを土地開発公社がやったから、補助金はそういうふうなことでは補助金は開発公社ではつかへんねんと。

本来は市がやったら、その補助金は返還せんでもいいねんということやから、俺は前の副市長のとき聞いているやんか。当時の山下市長が、契約、土地開発公社にこの仕事をしてくださいと言うて契約をしているわけやんか。そんなんその交渉を全然国のほうにせんと、はい、そうですかということなんかい。6,000万円は。開発公社がじかにやったのと違うやんか。何か1億6,000万円、また、返さんなんねんて、何か鬼の首を取ったようなこと言うてるけど、この6,000万円はほんまにそういう契約書あつたん分かってるやんか。それ国と交渉したんかいな。いや違いまんねんと。開発公社はこうなっているけど、市が実質やってまんねんと。その交渉してもあかんかったんかいな。できへんだんか。契約書残ってあるやんけ、それの。

もう払ってしもたものしょうがないけども、あんたらそこらきっちりやったんか。それだけ、どんな交渉したんかだけ聞かせてや。そんなん、ちゃんと契約、実質的なことをやるのは市やんか。ほんだら補助金何で返還せんなんねん。そんなん関係ない。予算の委員会やんけ。そんなもん何言おうが、国会でも一緒やんけ。そんなもん、何質問しようが関係あらへん。そんなもん。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。その分については、平成29年度の補助金の返還についてということだと理解しておりますが、その分については今、県と確認し調整しているところ、それについても含めて県に確認して返還となったというところでございます。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 県に確認してそうだったって言うけど、交渉をきちっとやったんかって。何でそんなことをその当時何で、土谷さんというのは来てたか。何でそういうふうなことを見たら、分かんやとやってんのと違うんや。その人は。ほんで何で契約させたんのんか。それをああやこうや言うて、いいやこんな使い過ぎて弁償や弁償やて、何を言うてんのかいなと思うから。もうやってしもたからしやあないけども、俺は、そのところは粘り腰でやってんのかいなということや。ここの直接、今の予算とは関係ないというものやけど、関連でこんなこと出たから。返還の。ここのところは、おれは、前の副市長に、その契約書とこれのやつをちゃんと見せろや。ちゃんとできてあるやろと。あんのは分かってある。ちゃんと。それをもって、きっちり交渉せんかいなということ。何で県に確認してんや。国に言わんかい、国に。もうええわ。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の件も私一言言いたいところですけども、1億6,000万円についてはもうこれ数年前の予算でも決算でも出ているような話ですので、ここではあえてはもう言いませんけれども、補助金の返還については、今後とも市に損害が発生しないような形で、私は努力もすべきだと思ひ、損害が発生すれば業者の方に損害賠償していくものだろうと私は思っております。違約金20%に引き上げたというのも官製談合によってなかなか損害賠償請求によって裁判かかるとなったら、取戻しが非常に長くかかるということで、そういうふうな違約金制度を設けているわけでありますから、市が努力する部分と、それから、市に損害を与えないという件でしっかり行っていただきたいと思ひますが、債務負担行為の補正について質問させていただきます。

4ページのところであります。こちらに入ってよろしいですか。ほかに。そうかもうここへ入ったらお昼になりますか。じゃあ、ちょっと委員長、これ午後からということになるのであれば、ちょっとそのほかの質問があれば。

増田委員長 いやいや、それは私が決めます。心配しなくていい。

谷原委員 なればそれで。うん。それで判断していただいたらいいんですけども。ちょっと判断していただけたらと思うんですが。

増田委員長 私が心配します。

谷原委員 質問に入ってもいいですか。

増田委員長 入ってください。

谷原委員 はい、分かりました。入らせていただきます。

第2表の債務負担行為の補正ですけども、これ追加補正として出てきています。クリーンセンター長期包括管理運営委託事業ということで、令和3年度から令和11年度までの期間、長期包括管理運営委託ということで、この9年間、管理を包括的に委託するということがあります。限度額として25億1,511万5,000円が限度額として、ここへ計上されているわけです。1年間にすると約2億8,000万円、9年間毎年管理運営委託ということで支払っていく、長

期契約を結ぶための債務負担行為補正ということであると思います。

まず、この長期契約を9年間結ぶということ及び限度額として、これだけの金額を想定されているということ、それについてどのようなお考えで、こういうふうな期間及び限度額としたかについて質問いたします。

増田委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。ただいまの質問でございますが、25億円、どのような形で算定したかということでございます。こちらのほうは、昨年度末にコンサルタント会社のほうに依頼をかけまして、予算額それから仕様書づくりのほうを依頼しておりました。その結果をもちまして、更にはうちの課で検証をさせていただいた結果、この金額が出てきたものでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 コンサルタント会社に委託してということであります。そこでお伺いしますけれども、葛城市クリーンセンターの当初の設計、これを委託された業者、どこか。そして、今回、包括管理運営委託事業をするに当たって、葛城市クリーンセンター運營業務検討報告書というのを、昨日の厚生文教常任委員会で提出していただいて、これを基に検討したということがありました。これは日産技術コンサルタントという会社であります。今、仕様書等に基づいて、この金額を出したということですが、この仕様書について、もちろんこれについても委託をされたということですが、その委託業者、だから当初のクリーンセンターの建設に当たっての設計についてされた会社及び今回のこの金額をはじき出した仕様書を委託した会社、これについてお伺いしたいと思います。

増田委員長 昨日の質疑等の内容も含めて、ご答弁いただきたいと思います。重複質問を避けてください。

白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

昨日も説明させていただいたとおりですが、株式会社日産技術コンサルタントでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 昨日もそれを私確認させていただいたんですけれども、これが、なぜこの金額になるのかということと、私は非常に重要な関係があると思っています。と申しますのは、非常にこれは長期にわたる包括契約であり、またクリーンセンターの運転ということですから、管理ということですから、どの程度の金額が妥当なのかということ判断して、我々はここで議決をするということになります。その上で9年間ということになりますから、我々議員の任期を超えてのことを我々は責任持って議決するわけですから、その際に、やはり調査していただいた会社ということが大きな根拠に、そこが出した報告書は大きな根拠になるんだろうと思うんです。

その際に、私ちょっとお聞きしたいのは、こうしたことをやるに当たって、会社を変える。つまり、客観的に第三者の目というのもありますけれども、会社を変えてやるというふうなお考えはなかったのか。つまり金額の信頼性について、私は疑問があるのでそこをお聞きしているんですが、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

増田委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 このそれぞれの契約につきましてですが、こちらのほうは入札により業者のほうを決定させていただいております。うちのほうは、やはり金額の安いところをお願いしたいというところがございますが、入札のほうで決定しているということです。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、私は、金額で安かったから入札ということでもありますけれども、当初のこのクリーンセンターを要は設計した業者、そしてさらには、今後10年間の管理についてあるいは今後の管理について、それも調査した報告書を出したのは同じ会社。仕様書も同じ会社が出したということになるんですが、実は、環境省が、廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きについてという、これかなり膨大な資料をこれは平成18年に出しております。それは、各地でクリーンセンターの建設に当たって官製談合事件などの業者との癒着が発生する。さらには内容について非常に高度な知識が要ということで、地方自治体でこうしたものを建設するときに、どうすれば市民の皆様にも納得していただいて適正な価格で入札等あるいは経営もできるかということで、かなり分厚い手引きをつくっているんです。その中に出てくるのが、先ほど申しました設計仕様書等を作成する業者については、変えるほうが望ましいと。つまり業者と非常に通じていることが多いということで、そういう形で通達まで出しているわけです。

だから、それが今回ずっと同じ業者が受け続けている。さらに私は昨日の報告書を見ましても、言ってみれば業界調査ということで2社ほど調査して、その調査結果を載せているわけですが、そのうちの1社が現在運転管理やっている業者、建設してから以降運転管理している業者が調査をしていると。そうするとその業者に望ましい報告書が出てくることは当然考えられるわけで、私としては第三者の考え方をに入れてやるべきだし、もっと専門的なところを、私はいろいろ分からないので調べてみますと、全国都市清掃関係の社団法人があるというふう聞いております。葛城市もそこに入っておるようですけども、そこに専門的なアドバイスも受けることができるというふうになっているんですけども、こうしたところも利用しながら私は客観的なデータというものになっているのかどうか、その点についてちょっと意見を述べさせていただきます。これはもう言いつ放しなので。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 谷原委員の関連のところ、いろいろと私も、関連の部分なんですけれども、このクリーンセンターの債務負担行為の契約についてなんですけれども、この間、日産技術コンサルタントの資料を若干読ませていただきまして、非常に精度の高い分析が出されているなという。

結果的に、施設の補修とか運営全てを含めて委託をするほうが一番最良であろうという。これを専門のそういう部分を、私、信用する以外にはないと思うんですけども、ただ私が一つ言いたいのは、もうちょっと本当を言えばこういう契約のことに關しては、3月のやっぱり当初予算のときに審議されるべきであったんだろうと思うんですけども、なぜ、こういうことは契約に当たって十分予測もされたことだろうと思うんです。この点について、何でこういう時期になってしまったのかという、このことをちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

このことについては、昨日の厚生文教常任委員会ではご指摘をいただき、反省もすべきところは反省しなければならないと思っております。要約して、今、松林委員お尋ねの件について説明させていただきます。

平成30年度に378万円の委託料をいただいて、そして、予算、決算も通過させていただいております。それが、平成30年11月に完成いたしておりますけれども、これをスタートとしてこれを基に、今度は行政として平成31年度からこの長期包括を視野に入れつつ、包括の、今言っている範囲とか、それから、期間を検証いたしました。その間には、昨年の6月議会でも一般質問で、竣工から1年だけの検証じゃなくて、もうちょっとよく検証期間おいてくださいよと、実績数値がないじゃないですかということも頂いておりました。そんなことも含めて、この検討の中には、リサイクル、施設管理とそれからごみ収集も含めたほうがというメリットの報告でございました。そのリサイクルについては、いろいろと特に収集等のあり方についても触れていただいております。議会でも、ですので、こちら側で検討した結果、それは、今の時点では、外しましょうという結果になって、昨年度480万円の今度委託料を予算で認めていただいた民間委託契約支援業務として、今現在、要求水準仕様書をつくらせていただいたのが3月完成でございましたので、その3月時点では、予算要求時点よりも後に完成しておりますので、本来ですと、3月議会でこの説明をお願いしなければならないところを今になっております。

3月議会では、これまでの9か月分の予算プラス今後行わせていただくとする概算額の3か月分を頂いて、1年間12か月として認めていただきました。報告書の考え方、私どもの考え方としては、目的としては、決定に資する報告書ということで、資するということは決定に役立つ、そやから途中の段階で議会にまだ示すよりも、最後まで自分たちで検討し一定の線を出して、ちゃんと見ていただけるようになってから、3年かけた一連の作業を終えてから数字も出して、今説明させていただこうというところでございますが、昨日、ご指摘いただいておりますので、今後報告すべきところはそういう機会を見つけてでもさせていただこうという点は反省しております。

よろしく願いいたします。

増田委員長 松林委員。

松林委員 今お伺いしますと、このコンサルタント会社に見て、ちゃんとデータ出しなさいと言うの

ではなしに、やっぱり実績の数値、そういうようなものの集積、それを集めて分析する。そういうような部分で時間もかかったんだろうなと思うんですけども、途中、ただ私がお願いしたいことは、今こういうふうな形でコンサルタント会社にこういうデータ分析をしていただいているとかいうそこら辺の途中経過をやはり、また今後こういうようなことあれば、議会のほうにご報告いただければなど、こういうところがございます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 これちょっと聞きまんねんけど、ずっと委員長いきまんのか。終わるまで。

西川委員 自分で決めるて言うてはるやん。12時半になろうが、1時やろうが、委員長次第や。

岡本委員 分かりました。私、分かりませんので、今いろいろと質問出ています。いわゆるこの限度額を決めて、9年間、単純に割ったら、2億7,950万円ぐらいの単純計算になるわけやけども、今は、今現在その契約している内容は今年の予算でも、全部やないけど1億3,200万円。大体今まで1億3,000万円ぐらいで契約していたわけやけど、今までは炉の運転とリサイクルの運転というんか、それだけをいわゆる今現在の人に契約をしておったんか。今回は、今ちょっとごみ収集とかいうような話もちょっと出てきたけども、今回のいわゆる9年間のやつは、全部委託しますよということになるのか、いやいやそうは違いますと。例えば、収集業務だけ、もっと言うたら、建物の中は委託、1つの業者にしますけど、外は別の業者にしまんねんとか、極端な話ですよ。そういうことを、ちょっと教えてもらわんと、この金額が妥当やねんどうやねんと言われたかて、我々ちょっと分からんわけやし、今、レターケースに入っとったこの資料の中で、PSCとLCC及びVFMか。算定結果とこう出てある。これずーっと見ていったら人件費から電力費から皆入ってあるわけやけども、実際に今出ているこの業務を全部委託するという内容で、まあ言うたら年間2億7,900万円ぐらいになるのか。そこらもちょっと我々が、私ちょっと委員会入っていないので、内容がちょっとよう分からんやけども、ちょっと分かるように、例えば今まではどれだけの業務やよって1億3,000万円ぐらいで収まっててんと。そやけども、今度これをすることによって、まあ言うたら2億7,950万円になるのが、これだけの仕事をするさかいにこの金額になりまんねんということをちょっと教えてほしいと思います。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

まず概要的に、私の方から説明させていただきます。クリーンセンターの主な業務としては、ごみ焼却施設運転管理業務というのと、リサイクル施設運転管理業務、そして、ごみ収集運搬処理業務という3つが大きく大別できます。ただいまも説明させていただいたのとかぶりますが、この検討の結果、まずリサイクル処理施設運転管理とごみ収集運搬処理業務は外しております。報告書には、一緒になった報告書がその冊子として出てきておりました。2年目にその検討をいろいろ議会からのご意見等を踏まえ、再計算をした結果が今要求させていただく金額でございます。

今度はそのごみ処理施設の中のどんな業務をやっているのかというのが、レベル1、レベル2、レベル3という言葉で説明させていただいておりますけれども、今現在も、民間のノウハウ、これ、高度な熱灼量とかいろいろな燃えるものによって温度管理して、炉を長寿命化していかなあかんということで、運転管理だけを民間の創意工夫で効率化を図ってやっていただいているという段階です。これが1段階上げたら、このA社というところが、ほかにも全国自治体、葛城市だけでなく、B市C市というふうに持っていたら、その薬剤とかいろいろなものを共同調達しますので、パソコンの共同調達と一緒に値段が安くなるだろうという段階のレベル2という段階がございます。今、お願いしかけているのは更にそれをレベル3まで上げまして、今度には修理とかを含めた全てのごみ焼却施設の部分の全てを含めた委託をお願いすることによって、大きくはその修理とかが長期にわたっては運転の仕方によって、ですので3年やったらもう3年もたしたらいいんやというような運転をされたら、荒っぽい使い方になりますけれども、10年間でこの額でうちは責任持ってもたさなあかんのやという考え方をやってもらおうと、いたわった運転そして過剰な修理はしないで、うまく調節してもらえと。それがなかったら、単年度で、1年目2年目3年目という3年間は安いかも分かりませんが、次に4年目5年目6年目、またその次の7年目8年目9年目というのはかなり今度応札する業者にとってはリスクが伴うので、この3年だけ捉えたらそら3年の契約をやるべきですけども、そういう意味で3年3年3年の9年をお願いするということですよ。ちょっと余分なところも言っているかも分かりません。

よろしく申し上げます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろ説明をしていただきました。民間委託が悪いということで、私は言っているわけやないわけだけでも、いわゆる民間に委託すべきものといわゆる行政が当然すべきものというのがあると思うわけやんな。何も今の部長の説明で反論するのはないわけやけども、長期契約することによって、1つの修理にしたかて例えば3年間、たった3年もつたらいいわ。話のあれやさかい、あんたにどうこう言うのと違うけどな。そういうことやなしに、やっぱり修理とかということになってきたら行政が運転業務の契約しているところと、例えば来年どこを修理すんねんとか、いろんなことを検討しながら、やっぱりやっていく。

この中に恐らく保守も入っているやろうと思う。前から私が言うているように保守が全部あかんとは言わへん。そやけども、1年間でこれだけ2,000万円、3,000万円。恐らくここだって保守もつとなつてあるやろ。その金額、年間に要りまんねんということで、これ上がってきた。ところが実際にそれだけの仕事を業者がやってんのか。実際、結果見てみたら、これもやりました。これもやりました。みんな書いてあるやろ。それを職員がみんなチェックしてきたか。そこらにも問題あると思うねん。こういう業界というのは、特殊やと言うたら怒られるか分からへんけども、分かりやすく言うたらそういうことやと思うわけやんな。誰も細かいところまで踏んでいかへん。

我々こんな新しい炉は分からん。昭和47年にできた古い炉しか分からん。やり方が古いんかも分からん。しかし、職員はきちっと業者とも連絡をとりながらやってきた。そやから、

こんな高い費用で運転していなかった。そりゃトン数も違います。機械の性能も違う。そやけども簡単に9年間で25億円かかりまんねんと、それは今言うている運転業務だけや。これずっと見たら10年15年やったら、よそのデータを見ていたら大体修理代10億円かかりまんねんとかなっているわけやん。もともとこれ60何億円、もと入れてつくってやで、そら修理するのは当たり前か知らんけども、そのくらいちょこちょこ、そら質にもよるやろけどな。それから見て、本当にこの長期契約が正しいかどうか。

それで、今言ったように部長の話では大きく分けて、炉の運転、それからリサイクル処理の運転の関係、ごみの収集、大きく分けて3つですと。今ここに9年間に入っているのは、いわゆる運転業務だけというのかな、それ入ってまんねん。ところがその中に修理も入ってまんねんと、こういう話をされてるわけや。ところが、修理は未知の世界やと俺は思うわけや。今現在でどこ悪くなってんのか分からへん。そら、計画的に部品替えていくとか、そんなんは分かるやろ。例えば機械ものやから3年に一遍、5年に一遍。そら分かるやろ。しかし、そんな以外のところまで、どういう計算でこれはじいている。そらプロやからいろんなデータを見ながらしているのか知らんけども、私はこんな金額で委託すんのがほんまにええのかと。やっぱり職員の汗かくところは職員で汗をかく。こんな丸投げしとるとは言わへんけれども。そうしないと金あらへん、金あらへんと言うてるのに、9年間で25億円、1年間で2億7,900万円。一口に言うけどこれだけ税金もらおうと思ったら、とつてもやないけどもらわれへん。本当にこんだけの金額で委託していいのか。

例えば、今1億3,000万円は高いか安いかはそら知りませんよ。今、随意契約でやってる。ほな、これ随意契約でやってる中で、この前の部長の一般質問の答弁やないけども、いわゆる国土交通省の基準が幾らやと、こう言うてはるわけや。随意契約するのに、国土交通省の基準丸々の金額で、随意契約してあるとなるわけや。ほんだら一般競争したら、そんな金額でいったら競争原理が働かへん。それからいったら、この1億3,300万円も本当に妥当な金額かどうか。そんな疑ごうたようなことを言うたらあかんけども、だからやっぱりこれはもうちょっと検討というか、我々もそら勉強せなあかんけども、あまりにも金額が高過ぎるように思う。

そやから、今、出てきて、そらまあ議会にかかっているねんから議決せんなんのか知らんけども、どうせ今年の9月からの分は、その分だけで入札かけまんねやろ、今年の方は。令和2年度分の上半期分はもう契約してますやん。あと後期分は入札かけるわけやろ。これとは別やろ。これは来年から新たにせないかん。そやけども、3月の議会のときにかけてかなあかんから債務負担起こしてあんねんということやと思うんやけども、それやったら、もうちょっと時間があると思うし、今言われたレベル1、レベル2、レベル3とこれ説明してもうたけど、本当にそこまでレベル3まで上げた契約をせなあかんのか。

そこらをやっぱりもうちょっと検討しないと、今、谷原委員が言われたように我々議員として資格なくなるわけやん。おらへんのに、死んでたらよろしいで。生きてたら、何ちゅうことしとくねん、おまえら、こんなんしとくさかいやと言われたかて、どんな返答もしようもない。

そやから、やっぱり私はもう少し検討すべきではないかなと。本当にレベル3まで上げなあかんのかな。私は極端に言うたら、今現在やっているようなやり方で、例えば3年ぐらいの契約でいくのがいいのと違うかなと。確かにそら長期に行ったら、全体安くなると言うのかも分からんけども、よっぽどしっかり見ないと相手は専門業者やから、やっぱりそこらもなかなか難しい問題があると思う。私は、今、偉そうに言うのやないけども、もうちょっと議論すべきではないかなというふうに私は思いますけども、どうですか。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。ただいま、ご質問なりご指摘いただいている部分について、ちょっとこちら側の思いを説明させていただきます。

まず、ご心配いただいております本当にこれだけ修理費が、ちゃんと検証しているのかということですが、検証はコンサルタントのほうでしております。客観的に、これは一般財団法人日本環境衛生センターというところの機関で23施設の平均値をとって、葛城市と同じような1日50トン炉の規模のところを総建設費を基に統計的に臨床例として、1年2年3年目ずっと経過年数ごとにこういうところが部品交換やら、こういうところが故障が生じるという例をプロとして検証したデータを基にしております。その下で、こないだ勉強会でもご指摘いただきましたので、他市も調べたら同じような焼き方をしたりというのは、地域地域、地場産業も違いますので、焼いているものも違いますので、一概には同じ比較はできないということなんですけれども、検証をさせていただきました。

それと、先ほどご指摘いただいた全国都市清掃会議へも聞きましたけれども、これについては、やっぱりそれぞれの市で聞いていただかないとこっち側で、そういう情報提供はできないということでした。それと、人件費について国土交通省の単価についても、こちらの思いとしては、これはやっぱり法定福利費とかは払わないといけないもの、経費とかは法的に決まっているものは、それはもう儉約してはならない。値引きをしてはならないということがうたわれておりますので、そのほかの企業努力としてやっていただく部分については、しっかりと競争原理を働かせていただかんとあかんと思います。

それで、委員、心配いただいているように我々がおったのにとということ、おっしゃっていただきます。逆に私としては担当部長としておったのに、ぼんやりしとったんかということになるので、今こうやって長期をご理解いただくように説明をするのが私の責任かと思っております。

何をもってこれを根拠にとということですが、やっぱり先ほどからも言っているように、もう本当に特殊な炉とかは管理になっています。簡単な単体の車とかでも、今はまちの車屋さんでもいらないようなコンピューター制御になっています。私ら若いときやったら、いろんな改造もできました。そやけど、そんなレベルじゃない。ましてやこんな高額な炉ですので、もういらないようになっているところを、やっぱり専門のコンサルタントの試算なりを信じないと仕方がないと思います。不動産鑑定にしてもそういう資格、税理士にしてもそういう資格を持っている人の言うことがやっぱり客観性があるんやと思います。その上で、やっぱり他市のような似たところがないかという、教えていただいている比

較はこっち側として責任を持ってするというを進めていって、今後も頑張っていかなとあかんと思っております。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 部長おっしゃることはよう分かっています。ところが、そら今言われたように法定福利や人件費やこんなん削ったらあかん。そらよう分かるやん。しかし競争原理が働いてきたら、会社は会社で計算するわけやん。そなん公務員だけやん。給料カットせえへんのみたいなん。ほかの民間みたいな年間で何ぼで決めるところもありや、いろんなことあるわけや。言うてはることはよう分かる。しかし、やっぱり市民の税金をここへ投入するという考え方に立ってきたら、いろんなことを検証してほしいと思うのと、今言われたように他市に聞いたとかいうふうに言われているけども、やっぱり担当したら、職員が足の裏減らす。人間古いか分からん。そないしてでも行ってやっぱり我々も職員のときは、他市へ行って、いろんなことを教えてもうてきた。そんな中で、これはいいなとか、これはあかんとか、その辺の判断していく。

それと、今言われたように将来のことについてはプロに任さなあかんということもよう分かるわけやけども、それは、誰から見たって長期契約。そら理屈から言うたら安くなるやろ。そらそうやと思う。しかしそこに人疑ごうたらあかんけども、落とし穴があるのかないのかということがあるから、私はそんな長期計画はすべきでないかなと。そやから、9年やったら、これだけ得しまんねん。3年やったら、これだけ損しまんねん。そらそうかも分からん。だからそこらは、私はよう考えないと。そら業者は長期契約してもろたほうがいいやろ。まあ言うたら社員1人にしたかて、毎年毎年するのではなしに、少なくとも9年間行ったら、今入って仕込んだ人9年間使える。そら利益は出るやろ。業者はみんな利益はメリットはある。しかし、発注する側は本当にそれだけのメリットがあんのかということ、やっぱりきちっと私は精査すべきとやと思います。私もそのプロではないので、何を偉そうに言うてんねん。中身どうなってあんねんて言われたら、わしもそら返答できへんと思う。そやけども、やっぱり職員がいろんな検討した中で、これが一番いいねんということでやってもらいたいというふうに思います。こんなん何ぼ議論しとったって平行線やと思うし、的確な答え、私もよう出さん。おたくらは出るやろうけども、そやから、やっぱり私は今これ急ぐべきではないなというふうに思います。もし返答できるんなら、返答していただいたら結構やと思います。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 ありがとうございます。いろいろとやっぱり研究して、できるだけ節減できるよというところは努めていかなとあかんと思います。

今せんでもということをおっしゃっていただいているように思うんですけども、実はこの3か月分、今年度予算は9か月、今まで3年間お願いしてきた金額の延長として9か月分12月までを頂き、残り3か月については今度行わせてもらおうという長期包括のこの10年試算の分の3か月分の概算で頂いております。そして、今、仕様書、要求水準書をつくっ

ていただいて、その下でプロポーザルなり、入札なり、競争をさせていただくための用意をしております。その意味では債務負担をお願いしなければ、1年だけしか議会で認めていただいていないような葛城市の入札には怖くて入ってこれないということになってくると思います。議会である程度、ここのところは9年間でざっとこれだけを認めてんねんなあ。議会にも知らせてあるねんなという意味で、債務負担をお願いするというもので、1年だけでというのはちょっと業者が今度応札してくれてくれないのかなと思います。この機を逃して、1年1年やっていくということは、それは2億円2億円とやっていく方法もあるかと思いますが、経過、経年劣化するごとにやっぱりその額はスタート時点の額が上がってくると懸念します。ですので、今4年目である新しいときにスタートするほうが平準化する意味でもいいのかなと思ってるのでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、今聞いていた残りの3か月分か、それも入れて、この中で契約するということになるわけか。ほな、そんなん検討する間も何もないわけ。いきなり出てきて、これ認めなさいとこういうことやな。今まで、そりゃ厚生文教常任委員会で検討してはったんか、私、入っていないからよう分からんけども、ちょっとあんまり荒っぽい話やと思う。1年1年せえとは言わへんがな。いわゆる債務負担してあるということは、保障してもらうために債務負担組むわけやから、2年であろうが3年であろうが債務負担は債務負担で一緒やからな。単年度単年度で行けとは言わへんがな。それはな。そやけど、あまりにも長いのと違うかなと思ってる言うているだけであって、何も私の意見を通せとかそんなこと言うているわけでも何でもないわけやけど、私はそう思いますよというふうに言うているだけです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。谷原委員、先ほど1点のご質問でしたけども、複数あるようでしたら、複数ご質問をお願いしたいと思います。

谷原委員 分かりました。松林委員もおっしゃったり、岡本委員もおっしゃいましたけれども、お二人とも、厚生文教常任委員会に入っておりません。ですから、この金額の根拠になることについて、まともな説明を委員会で受けているようなことはないわけです。

私どもも、今回の債務負担行為補正について、この一般会計の補正予算が出てきたときの説明会、要は非公式の任意の説明会の中で初めて長期包括管理運営の委託事業、9年間のこの25億円にわたるような、この債務負担行為の根拠となる文書をそこで初めて見せていただいたわけです。私は、こんなんでも本当に議会として、この25億円ぽんと出されて、審議するということは難しいと。せめて、厚生文教常任委員会なりで事前に説明してくださいと言って初めて、昨日の厚生文教常任委員会での説明があったんです。議会側が求めてなったんです。

だから私は本当に、コンサルタントの根拠となったものは平成30年11月に出ているんです。これ金額入っていません。そんなに。でもその中で長期にするのか、どこまで管理の運営委託をするのか。いろんなことが書かれているわけです。せめてその段階できちっと議論して、

そして、予算の場合には、金額根拠についてももう少し丁寧な説明があって、議決をすべきだというふうに私も思います。

その上で細かいところについて、予算特別委員会ですのでお伺いしたいと思います。と申しますのは、この25億1,500万円余りの金額について、明細をきちっとおっしゃっていただきたいんです。前村部長、自動車のことをよく例に出されるんですが、車の修理をするんだって、修理明細があります。どこが何ぼ、どこを修理する、どこをする、大体これぐらいの予算見積りですよ。これがはっきりしないと、これまでも、運転管理業務で予算上げています。焼却炉運転管理業務で予算を上げていますけれども、例えば、焼却灰についてはどうするのかということもありますし、あるいは例えば炉に消毒剤と言うのかな、ダイオキシン発生しないためのいろんな薬剤、こういうのもどうなっているのかとか、この中に入っているのか、入っていないのか、ちょっと分からないんです。だから、これ金額だけぽんと出されて、これで採決してくださいなんていうことは、ちょっといくら何でも無謀というか、一般社会においてもこんな金額のものにするときに、明細をきちっと出した上で判断しないと、とても判断し切れるものじゃないので、ちょっとその明細を大ざっぱなもので結構です。できたら明細について出していただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 出ますか、資料。

白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 皆さんに資料をお配りさせていただいているんですけども、一番最後のA4の資料でございます。PSC、LCC及びVFMの算定結果、こちらを参考にさせていただければと思うんですけども、要するに、LCCでございます。こちらは運転管理委託費、人件費、これは10年間換算でございますが、人件費が約9億円。それから、その他3億250万円、その合計が12億250万円ということになります。用役費、これは電力費とか水道費、燃料、薬品とかでございますが、こちらは10年間で5億5,700万円余り、それから点検・補修費、こちらのほうが7億8,030万円と、その合計が25億円という形になってきます。これは税抜でございますが、それを9年間の換算いたしまして、25億1,500万円余りの債務負担額となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 それでちょっとお伺いしますけれども、いわゆる残渣等、焼却灰残渣等の処分については、どうなっているのでしょうか。これちょっとどこに入っているかも含めて、お聞きします。

増田委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 ただいまの残渣運搬ということによろしいですかね。残灰の運搬ということによろしいですかね。それはこちらのほうに含まれておりません。それは引き続き、毎年入札により、業者のほうを決定しておりますので、1年交替でこれからも進んでいくように考えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと最終処分のほうについても、すみません。

増田委員長 最終処分。

谷原委員 運搬と最終処分の。運搬はこれまでどおり。

増田委員長 毎年の入札という説明ですか。

白澤クリーンセンター所長 最終処分費、それから今言いました運搬につきましては別での契約となっております。

以上でございます。

増田委員長 そういうことやね。

谷原委員。

谷原委員 昨日の厚生文教常任委員会で説明いただきまして、この報告書の中におきましては、このコンサルタントを基にということだったので、この中には9ページのところに現在のクリーンセンターの運営業務の分担ということで、平成29年度の一覧表が載っております。この中に細かく業務区分がありまして、その中に、運転管理等業務の中に残渣等の排出業務の中に、これはクリーンセンター全体のことが入っているのかも分からないので、そこをお聞きしたんですけれども、焼却残渣、破碎不燃物、処理不適物の搬出・運搬及び最終処分ということで、ここは、業務分担として現在は黒丸がついているんです。つまり市がやりますよというふうになっているんですけれども、一方、このコンサルタントが出してきた案、19ページのところに業務分担案ということがあるわけです。多分この業務分担案に基づいて仕様書等されてきたんだろうと思うんですが、ここの運転管理業務の中の残渣等搬出業務のところ、焼却残渣、破碎不燃物、処理不適物の搬出・運搬等、ここは白丸に変わっているんですよ。つまり、現在やっているものとちょっと食い違いがここは出てきているんです。つまりこれは民間のほうでこの中でやっていただけなんだなと私は思ったので、その費用等がここに入るのかなと思ったんですが、この点についてちょっともう一回確認します。

増田委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 今、ご質問の件ですけれども、平成30年11月の時点では当然そのリサイクルごみ収集のほうも、いっしょくたでの包括契約ということで検討しておりました。そこにも当然そういう残渣それから処理、その辺も含めた形での検証もしておったかなと存じております。ただ、今現状といたしましては、市のほうで独自に契約させてもらって行為をしておるんですが、それにつきましては、ここの平成30年11月の時点の検証結果ではなく、今現在と同じような形でこれからも引き続き行うように考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 言ってみれば、我々はこのコンサルタントのこれだけ見せていただいているわけです。昨日にもちょっとお聞きしたんですけれども、これで決めたわけではなくて、やっぱりこれ検討材料であって、やっぱり市の担当者のほうも他の市町村等も聞きながら、それでいろいろ検討して出されたものだと思うんです。だから言うたら、これとは食い違いが出ているんで

すよね。今でも。出てくるので、そこが、どこがどこまで食い違っているのか、具体的に、この中身でお示しできたら一番ありがたいんです。我々としては。

つまり、今後どの程度の費用が発生するかが気になっているんです。例えば予算書の中でも、焼却炉について、いろんな費用が計上されています。その中で運転管理についても、この包括運転管理の包括契約ということですから、どこまでが入って、どこまでが違うのか。今後予算特別委員会で、またいろんなものが出てきたときに「いや、ちょっと待てよ。これは入っていたのと違うか。入っていなかったんか」という問題が生じますので、過去の予算書等の中で先ほど私言いました薬剤の問題とか、焼却灰の処分費用の問題、これちょっと明確にちょっとまたしていただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時41分

再 開 午後2時15分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の最終、私の手落ちで最終の発言の確認をちょっと怠りましたので、西川委員の方から発言の申出がございまして、それを許可させていただきます。

西川委員。

西川委員 午前中、この債務負担行為のことを、また、クリーンセンターの長期契約のことで委員のほうからえらいご心配があつて、これを認めたら何かずーっとわしら責任を負わなあかんみたいな、そんな話なんかどうか知りませんが、まずは2点あつて、昨日の厚生文教常任委員会でも言いましたように、このクリーンセンターの運營業務の報告書、この議会への出し方についてはちょっとおかしいでと。それでこれをちゃんと議論できる場もなく、ないまんな今の補正予算のところで債務負担行為のこれを出してくると。こういうのはちょっと出し方としてはおかしいでと。こういうことは、議会運営委員会の長としても、ちょっとこのやり方はおかしいでということはおっしゃっていただきました。この出し方は。

しかし、この債務負担行為に関して、朝から聞いていると、これをやると長期契約をやると、何か高いもの買わされて、それでずーっと葛城市が損害を受けたり、議会で損失を受けても何かそのままいかないかん。そんなふうな印象をわし受けているんやけども、僕はそんなことはないと思うよ、これ。この契約なんていうのはどっち側が得でどっち側が損なんていうような契約みたいなんあり得へんと思うし、よしんば、この長期契約をやった中ではつきりと契約の中に、例えばこういう条件こういう条件、例えば、近隣といろいろこれ見比べて、こういう仕様書をこしらえて、競争入札やって、その仕様書のとおりをやったけれども、いや近隣見たら葛城市は特段これえらい不利な契約にだんだんなっているやないかとか、このところはおかしいやないかとか、そういうふうなときはちゃんとそのことを、まあ言えば、おかしいことあったら契約解除というふうなこともちゃんと入ってると違うかなと。

一旦やったら、これずーっと何か進んでいかなんのか。そんなことみたいなん、俺はあり得へんと思うねんけども、契約そのものはその都度その都度やって、あまりにも葛城市に不利益やと、これはおかしいというふうなときはやっぱり解除できるようなことをきちっとやるのと違うんですか。やるんでっしゃろ。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。説明不足で、すみませんでした。

ただいまお尋ねいただいております長期契約につきまして、もちろん言っているような見直しはかける規定がございます。例えば、乖離請求期間と申しまして、受託者側にとっても、募集内容と現況との間に著しい乖離を発見した場合の費用負担請求ももちろん盛り込んでおりますし、当然、労務単価とかも、最低賃金が変わっているのにその賃金の計算で法定福利も経費もというようなことも当然世間の流れとして、変更するのは当然です。それ以外に、長期委託というのは10年20年の事業期間を想定しておりますので、事業期間内に政策の変更等が生じることも予想され、契約を締結するとその対応が困難かと懸念される分でございますが、このため契約におきましては、契約金額や条件等を変更できる規定を設けることが通常でございまして、それを盛り込む予定をしております。もちろんごみ量も変わってきたら、変えなければいけないと思います。ただ、修繕等を安易に変えるというのは、企業が創意工夫をもって安くしようと思っているところを下げに行くというような、安易には契約変更は行いませんが、そういう重大な政策変更とか、いろんな当然と思われるような変更はできるような規定を盛り込みますということでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 そうでない、それで、あまりのことがあったら、やっぱり契約解除。契約なんていうのは双方の話やからね。なるのんとそれとこの業務報告で、このとおりと高いんか安いんか、それ長期でやると高いんか安いんかというようなことをわしら分からへんわけで、そやけれども、そちらが出してきているやつを精査して、そして、やっぱり担当部署としては、近隣また全国にいろんなところを葛城市と似たようなところを見比べて、そして、この長期契約をやったほうが、今のところ葛城市にとっては何かにつけて金額的にもいろいろ得やろうという結論を出している。

そやけども、それが委員の中では、そなんするより3年や1年のほうがいいのと違うかというふうなこともあるけど、どっちかどうかわからん。これ。僕らよりもそちらが契約して、これのほうがいいと出しているわけやから、そんなさっきみたいに、こんな契約したら、部長、私もこの部長で、それで、こんな、私辞めた後もこんなえらい契約して、私も辞めなあかん。ある議員はこんなことやったら、わしらそなん辞めやなあかん。そなん死ぬまでとか。そなんおかしいとか。そんな話と違うのと違いますか、これ。

そやから、きっちりそちらがこれがいいんやと言うてはるさかいに、わしらはそれでいいんや。ただ、今後今おっしゃったように、どんなことが生じてくるかわからへんから、契約としてはきちっと見直して、その都度その都度そういうことかどうか、契約のとおりや

っているかどうか見直して、それでその管理業者とはきちっとその都度その都度、やっぱり葛城市が損せんように、こっちは一方は、会社は会社で自分ところ損せんようにはしよるけれども、葛城市は葛城市で税金でやるわけやから、きちっとその都度精査していくと。ほんで、おかしかったらもう業者に言うて直さす。それで契約そのものを見直す。そういう作業はやっぱりやっていってもらわなあかんので、そこらのところは、そういうふうな作業をやって行く。それが、おたくさんらの仕事やと思うんですけど、どうですか。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 今、まとめていただいたとおりでございます。当然、補足、細かいことを言い直しますけれども、光熱水費とかも物価の流れで変わってきます。契約というのは民法でも定められておまして、お互いの信義則に沿ってやっていく。当然、これは変えなあかんやろうというようなときには変えられるような規定を盛り込むのが通常でございますので、盛り込みます。

以上でございます。

増田委員長 委員長として、私も一言お願いをしておきます。この長期契約委託事業に関しては、様々な委員から様々な意見を頂戴いたしました。私もこの業務検討報告書。今回のこの長期にわたる25億円の契約に関する説明が、このコンサルタントの検討報告書で行われたという、そういう誤解と言いますか。平成30年11月から原課としては今日まで、この報告書を基に十分精査をされた結果、今日に至ったとこういうふうに理解をいたしました。それなら、それなりの検討された資料もこれにプラス説明の資料として添付をしていただければ、様々な不安が払拭できたのかなというふうに思いますので、今後こういう大きな契約等につきましては、適正な資料を添付していただくことをお願いしておきたいと思えます。

以上で、歳出の6款までの質疑を終結いたします。

それでは引き続き、歳出の8款から最後までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 よろしく申し上げます。私の方から8款教育費の中でちょっと質問があります。学校情報化推進事業、G I G Aスクール構想の前倒しに関するところなんですけども、教材備品購入費、ここは1人1台の情報端末の整備ということで、国からの補助金のところなんですけども、これに関しまして、この間一般質問でちらっと申し述べておりますけども、パソコン以外の通信機器、特に生活保護世帯に対する通信の無線ルーター、W i - F i、ポケットW i - F i、その辺りの支援に関するところの機器整備というのは入っているのかどうかと併せて、これ、もしかしたらお答えいただいたかも分かりませんが、学校の先生方の端末のところはどうなっているのか、この2点だけお伺いいたします。

増田委員長 石橋課長補佐。

石橋学校教育課長補佐 学校教育課の石橋です。よろしく申し上げます。今回、補正予算上げさせていただいております1億8,710万5,000円につきましては、あくまでも端末の分だけとなって

おります。先生の分等をどうするのかというお話なんですけども、つい先日なんですけども、文部科学省のほうから、故障や突発的な不具合時に対応するため予備機を常備しておくことが望ましいという指針が示されております。このことから担当課としては早期の予備機の準備を検討したいと考えております。また、今、委員ご質問の教員用の機器につきましては、この予備機を有効活用させていただきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 無線のルーターの整備についてはどうお考えですかという質問があったかと思いますが、
れども。

吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。今、石橋のほうがお答えさせていただいた回答にもなるんですけども、今回の分につきましては、端末のみということになりまして、先日の一般質問で私のほうからお答えさせていただきましたとおり、今のところは端末だけで、そのあとのモバイルルーター等につきましては、今後どうするかということで考えていくということになっております。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。端末のみということで、今後、国のほうも先生のところが抜けているやないかということを感じてもらったということで、予備機のところで対応してもらえるとということで了解いたしました。モバイルルーター、無線のルーターなんですけども、やはり家庭にそういう回線の環境のない方、あるいはその用意が金銭的に難しい方っていらっしゃるんで、その辺りはやっぱり対応していかないとその学習環境に不公平が出かねませんので、その辺りはいろんな、何が充当できるか分かりませんが併せて考えてあげてください。もうご答弁結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 今の奥本委員の関連で、先ほどの学校情報化推進事業のこの部分はパソコンとiPadの購入だと思うんですけども、購入されたパソコンとiPadは当面どのように学校で管理されるのでしょうか。そこら、どのように使われるかお聞かせ願いますか。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。ただいまの委員の問いに対しまして、お答えさせていただきます。

本年度中にネットワーク整備を行います。それと同時に電源キャビネットというのを装備いたしまして、それが装備いたしましたら、そちらのほうに収納できるようになりますけれども、そこまですりゃ端末が入りましたら保管いたしましてという形になると思います。こちらのほうも、先日の一般質問でも一部あったかと思いますが、もしそちらのほうでセットができて、子どもさんたちに先にお渡しできるような形になりましたら、触ってもらうとか、触れてもらうとか、慣れてもらうために、お渡しするとかいう方法も考えられると思います

が、今のところは事務局のほうで保管しながら、それを考えていくというふうに思っております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 当面、1人1台の端末というところで、当面、平常時は学校で管理をされるということでもよろしいのでしょうか。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 今のお答えですけれども、基本的には、先ほど言いました端末につきましては、電源キャビネットのほうに保管ということで、学校保管が基本ということで思っております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 一応G I G Aスクール、当初予算の目標というのは学校でインターネットの設備を整えて、学校で端末を管理するという、そういう中で使っていくということだと思っておりますけれども、今回、コロナの問題でオンライン授業の必要性とか、そういうような部分というのは非常に高まってまいりまして、やはりそういうような場合は、やはり端末の各家庭でネット環境も含めてですけれども、端末を用意できないところ、そういうようなところには、そういう予備機とか、そういうi P a dとか、パソコン、こういうのをお貸ししていただき、そしてまたネット環境のほうも、先ほど奥本委員も述べられましたけれども、要保護世帯は教育扶助という部分でネット環境がクリアできると思っておりますけれども、準要保護世帯に対しましても、この部分は非常に今後やっぱり早急に、また第2波、第3波も来る可能性もありますので、早急にこの部分は一定の考え方をまとめたいただかなければならない課題ではなかろうかと思っております。この部分については、一定の考え方をやっぱり出していただきたいとこのように思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 11ページの公民館費、ここの負担金で、自治総合センターコミュニティ助成事業補助金200万円。この件についてお伺いしますけれども、問題起きたらあきませんので、どこの大字とか、内容は結構です。いつの時点で申込みがされて、この事業にのっていったんかということをお聞かせいただきたいと思っております。

増田委員長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事兼生涯学習課長 教育委員会理事の西川でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの岡本委員のご質問でございます。

自治総合センターコミュニティ助成事業補助金でございますが、こちらは宝くじの社会貢献広報事業として実施されております。コミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すため、活動に直接必要な設備等に補助を行うものでございます。これにつきましては、地区の名前は要らないんですね。某地区の子どもみこし購入に当たり補助するものでございます。上限額は250万円で、こちらの地区につきましては

は事業費200万円で、補助金は200万円。補助率は10分の10となっております。令和元年9月に奈良県を通じまして、自治総合センターへ補助金の申請書を提出しております。令和2年3月31日付で奈良県知事からの補助金交付決定の通知がございました。それで、今回の補正となりました。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 私聞いているのは、地元からいつこういう申出があって予算化したんかと聞いているわけ。この自治振興の内容を聞いているのと違うわけ。2回目やよって、もっと言うたら、みんなこの予算で要望を出しているわけ。どこの大字も。5年も6年も前から出していたかて当たらへんねん。そやからわし根性悪して聞いてんのと違うわけや。例えば、去年要望出しましてん、それ、のりましてんとなったら、5年も6年も前から今のもっと言うたらポンプの話。みんなこの宝くじで大字に皆助成しているわけ。ところが5年も6年も前から順番来まへんねんと言うて、ずっと待たされている。それが今、去年、申請受けましてん。ほんでぼんところへ行くということは、本当に公平かいということをお願いから、大字名は言わんでくださいよ。内容も言わんでくださいということは、誰かが質問したときに問題あって、区長から苦情来た。そやから私は大字名も中身も言わんでいいと。いつ受けて、何で、今年にその大字の配分になったのかということを知っているわけやから、それを答えていただいたら結構やと思います。

増田委員長 西川理事。

西川教育委員会理事兼生涯学習課長 今、お問いの分ですけれども、令和元年9月に申請は出させていただきましたが、令和元年度当初から相談はいただいたように覚えております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 さっきも言うた。同じことやんな。元年ということは去年や。役所の中で、今年はどこ行くて決めるわけやろ。おたくが勝手に決められるわけか、教育委員会で。いわゆる県にもちろん申請出すけども、目的があって出すわけやん。何に使うということやろ。先に申し込んだところが、今言うているやん。後回しになっているわけや。そやろ。令和元年に申し込んでこれ県に出しているわけや。5年も6年も前に申し込んであるところ全然出していないわけやん。それで公平ですかと聞いているわけ。

そやから、あんた答弁できへんのやったらそら結構やけども、この役所の中でこれを決めるわけやろ。例えば、この今宝くじ自治総合の補助申請をするときに、どこの物件にこの事業を充てるために出すということは、この葛城市の中で、行政の中で決めて出すわけやろ。教育委員会が勝手に出すのと違うやん。まあ言うたらな。私の言っていることは分からへん。俺が言いたいのは、公平な形でしたってほしいということを知っているわけや。先に申し込んだかて当たらへんねん。後で申し込んだらすぐ当たんねんと。こんな行政でいいのかと聞いてねん。もし、理事が答弁できへんのやったら、答弁できる人が答弁してくれたらいいということを知っているわけ。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。岡本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、自治総合センターのコミュニティ助成事業に係る申請の流れについてでございますが、まず先ほど説明ございましたように、令和元年8月に县市町村振興課より助成事業一覧表及び募集要項等の案内通知を頂いたところでございまして、この通知を受けまして総務財政課から各課宛てに、その周知を行わせていただいたところでございます。申請を希望される課は、事業別に総務財政課のほうに報告を頂きまして、申請一覧表を取りまとめた上で、9月下旬に県のほうに報告させていただいており、事業採択されますと、それ以降は県と担当課が直接申請書類等のやり取りを行っているところでございます。

事業の採択権につきましては県のほうにございますので、申請を行えば必ず毎年何らかの事業が採択になるとは限らないところでございますので、事業全般を見渡して満遍なくという観点からはなかなか難しいところもございます。

ちなみに去年の8月に案内を受けました自治総合センターコミュニティ助成事業募集要項におきましては、先ほど岡本委員が申されております地域防災組織育成助成事業、この部分につきましては奈良県総務部安全・安心まちづくり推進課及び消防救急課より別途紹介し、取りまとめを行うという旨の1文が案内通知に記載がされてございましたので、このたび総務財政課が取りまとめ報告いたしました一覧表の中には、この地域防災組織育成助成事業についての申請が行われていなかったということでございまして、県自体の受付窓口も別であったということでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員、最後。

岡本委員 今、課長から説明あったように、今回については、いわゆる地域防災事業、消防救急課からまた別に申込があるということやんな。今までは、自治振興でいわゆる消防ポンプとか皆買うてたやん。今年はなかった。うまいこと説明してくれたと思うけども、やっぱり順番やないけども、やっぱりこの市の中で、きちっとそら順番に行かへんかも分からん。たまたま今言われたように、消防のやつは今外れてまんねやと。こっちのやつは行けんねやと、そらそうかも分からん。そやけどもあまりにも、申し込んで、後から申し込んだところが先しとてるとか現実にあるわけ。あんた責めてんのと違うで、何遍も言うふしにな。そやから中でそれ調整したってほしい。誰しも大字は要らんもんみたいなん要望せえへんわけや。要るもの要望してるわけや。後から申請したところ先行って、先したところやっぱり後になったら、やっぱり自分の中でええ気しはらへんわけや。だから、きちっとはできへんにしたかて、今後そういうことを内部的にやってほしい。いうことだけ、今度からできるということだけ、要望だけしておきます。

増田委員長 おまけですね。西川理事。

西川教育委員会理事兼生涯学習課長 委員仰せの分なんですけれども、生涯学習課で所管しておりますコミュニティ助成事業といたしましては、一般コミュニティ助成事業とコミュニティセン

ター助成事業となっております、今、総務財政課のほうで地域防災組織育成事業につきましては、そちらのほうは関知しておりませんので、本市生涯学習課といたしましては、この1件だけが上がっております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。G I G Aスクール構想に関わることについて先ほど質問がありましたけど、ちょっと関連になると思います。

10ページのところです。8款教育費の1項教育総務費の2目事務局費の中でありますけれども、学校情報化推進事業ということで、備品購入ということになっているんですが、これ小学校、中学校それぞれ個人向け、個人が使用するパソコンをとということですけど、この数、ちょっと先ほどから何台というふうなのは、ここではちょっと出ていないので、ちょっとそこを何台なのかということと、購入費用に当たっては、これは国のほうから当然補助が出てきているわけですけど、これは2分の1ということでの補助なのでしょうね。ちょっとこれを見ますと、6ページのところの歳入のところに国庫補助金として、教育費国庫補助金として公立学校情報機器整備補助事業ということで約9,000万円何がしかのお金が入っていて、ここに一般財源のほうから9,000万円ほど出ているので、半額の補助だったのかなということがちょっと確認ということで、下の給食費のこともありますので、ちょっとどういう内訳になっているかということを含めて1つ質問しておきます。

それから2つ目ですけども、ネット配信による授業を休業中に行われた学校がよくマスコミでも取り上げられましたけど、葛城市におきましては、そうした小中学校の休業中に、そういうふうなことがされたのかどうかということについてお伺いします。

それから3つ目ですけど、これ予備費になりますけれども、最後の11ページのところ、12款予備費の1項予備費が500万円ほど計上されていますけど、今のところ、これ何か支出する当てがあるのか。もう全くない予備として計上されているのかということについてちょっとお伺いします。

増田委員長 石橋課長補佐。

石橋学校教育課長補佐 学校教育課の石橋です。よろしく申し上げます。

まず台数について、ご答弁申し上げます。全体としまして3,459台。内訳としまして、小学校が2,404台、中学校が1,055台。これが全体の数になっております。当初予算で上げさせていただいたのが440台分です。内訳が小学校280台、中学校160台分となっております。この差を今回補正で上げさせていただいております。全体額が3,019台。内訳としまして2,124台。中学校が895台分となっております。補助につきましてなんですけども、1台当たりの上限が4万5,000円と決まっております。休業期間中の学習指導等の取組状況につきましてなんですけども、小中学校ともに主に紙ベースで課題等の配付をさせていただいております。まず、学校から生徒のほうに課題をお渡しさせてもらいまして、生徒からの提出されたその課題の添削を行い、返す。また課題のプリントを作成してお渡しするというふうな形の繰り

返しをさせていただいておりました。

なお、中学校なんですけども、5月の中旬頃に県の教育委員会から中学3年生のみに数学と英語の授業が収録されたDVDを送付されました。そのDVDを配付させていただいておるんですけども、DVDを視聴する環境がないご家庭というのがありましたので、モニター付DVDプレーヤーを貸与させていただいて、対応させていただいております。

以上です。

増田委員長 補助率言うてくれはったかいな。

米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

予備費の内容でございますが、令和2年度の当初予算におきましては500万円を計上させていただいたところございまして、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、予防対策に迅速に対応すべく予備費を充用させていただいているところございまして、現時点におきましては約350万円を充用させていただいているところでございます。

奈良県におきましては5月14日に緊急事態宣言が解除され、一旦は感染拡大に落ちつきが見られているところではございますが、第2波の懸念は拭いきれないところでございます。また6月10日には梅雨となり、豪雨や台風などによる不測の事態を今後も想定しておかなければならないことから、現在の予備費の残額では少額と考えるところでございますので、500万円の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1つはGIGAスクールのことで、生徒1人1台のパソコン、ほぼ今回で充当するというので、丁寧な数をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。これについて再度質問させていただきましても、県のほうは共同購入等によって、これについて単価を下げるというふうなことを、3月の定例会の中で、厚生文教常任委員会の中でこのGIGAスクール構想のことについて話があった。資料の中に。県のほうはそういうふうを考えているよということが示されておりましたけれども、これについては葛城市について、今後どのように考えておられるのかということについて、お聞きしたいと思います。

それから2つ目ですけど、ネット配信のことなんですけども、これも何かテレビ、マスコミが取り上げるものだから、葛城市ではどうなっていますかというふうな問合せがあったんですが、基本的にはプリント、それからDVDの配布で、そのDVDについてもきちっとモニターのないおうちについては、それを貸与されたということで丁寧に対応されているということは分かりました。

今後のことになりましたけれども、GIGAスクール構想の中でこうしたパソコン等の授業が盛んに進んでくるということになってきますと、家庭での、先ほどの松林委員から質問ありましたが、家庭での環境がやはり情報格差と言うかな、環境の格差となって出てくると思います。松林委員のはちょっと意見としてあれになったんですが、ちょっと質問として引

き継いで、今後どのような方針を持っておられるのか、そのことについてお伺いします。

それから予備費については、現状では今この新たに500万円積み増したものについては、何らかの支出予定が今のところあるわけではないということで、はい、分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。ただいまの2つの質問についてお答えさせていただきます。

まず端末の調達におきましては、県のほうの共同調達ということで、葛城市におきましても、共同調達の中でパソコンの購入ということで考えております。

続いて、家庭での今後につきましてですが、児童生徒のご家庭によりましては、まずパソコンがないご家庭もありますし、インターネット環境もないご家庭もあると思います。そちらのほうのご家庭に関しまして、今後、先ほどちょっと言葉が出てきましたモバイルルーターを用意して、その通信費等をどうするかとかを検討いたしまして、どういう形で今後購入していくとかも検討していきたいと思っております。それと端末のないところにおきましても、先ほど言いました予備機で対応できたらと思っております。

以上です。

増田委員長 石橋課長補佐。

石橋学校教育課長補佐 先ほどの補助のお話で、私ちょっと説明が抜けておりました。1台4万5,000円が上限なんですけども、全体の3分の2が補助対象になります。つまり3,459台が全体の数になりまして、その3分の2であります2,306台。こちら掛ける4万5,000円が補助対象となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。できるだけ、市の負担を抑えるために、県との共同調達のほうに参加されるということですので、ありがとうございます。また、家庭にパソコンがない、あるいは、インターネット環境がないところについても検討されているということをお聞きしました。今後ともよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 GIGAスクール、同じくなんですけども、前、僕、どっかの委員会、予算か何かのときに言わせてもらったんですけども、やっぱりパソコンを使う上で、僕、懸念しているのは目、ライトの目とあと姿勢、やっぱりぐうっとなってしまう。この2つどうされるんですかと言うたら、検討しますと言うてはったので、もう始まるということで、どういったことを考えられているのか、ちょっと簡単にですけどもお願いします。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井です。お答えさせていただきます。前回そういうお答えさせていただいてから、ちょっと進んでおりませんので、早急に考えていきます。

よろしく申し上げます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 姿勢のほうはちょっと難しいと思いますが、目のほうはもう機械が入る前に何とか考えな駄目やと思うんです。何か貼るなり、その本体自体がそういう対応しているのかどうか僕分かんないですけども、ちょっと早急にやっていただかないと思いますので、せっかく僕この前聞いたのでお願いしときます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと全体的なことになって1件お聞きします。今回、一般会計補正予算（第3号）ということで、これは主に国の地方創生臨時交付金のことであって、新型コロナ対策ということで組まれたものが大半だと思うんですが、今、国のほうはもう第2次の補正予算が成立し、奈良県におきましても、今、県議会で補正予算組んで審査されていると思います。これが決まれば、葛城市においても、早急に新たな施策をやっぱり市民の皆さんのために打っていく必要があると思うんですけれども、次回の定例会9月なんですけれども、国からの内示あるいは県からの内示等ありまして、葛城市としても様々なことをやっていきたい、早急にやりたいということであれば、今後臨時会等開いて、素早く対応していただけるのかどうか。このことについてお伺いしたいと思います。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 適切な時期に相談させていただきます。

増田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 先ほどの岡本委員の関連なんですけれども、ちょっと私もちょっとお伺いしようかなと思っておったのですが、11ページの先ほどの公民館分館運営事業という、これはそもそも採択されたということなんですけれども、これは自治総合センターコミュニティ助成事業に採択されたという。これは採択するのは行政ではないですよね。これは一体どういうふうな活動に、多分、その行政区が認定をする自治会と言うのか、そこらが多分、計画書をいろんな活動の目標に沿った計画書を出して採択をするんですけど、これ一体どういうふうな事業なのか、どこが具体的に採択するのか、そこをちょっと教えていただければなと思うんですけれども。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。松林委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。このコミュニティ助成事業という分につきましては、自治総合センターのほうから出されております宝くじに関連する事業でございます。こちら宝くじの社会貢献広報事業として要綱を定めた中で、コミュニティ助成事業を行っているところでございます。県のほうから、先ほど説明申し上げました8月頃にこういった案内通知が送られてまいりまして、この要項の中にどういった事業が対象になるのかというような内容が明記されておま

すので、この要項を一旦各課の方に配らせていただいて、該当する事業があるかどうかというところら辺の確認を行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これ、早く申し込んだから採択されるとも限らないし、やはり、今やっているそういう自治総合センターと言うのか、ここがやっている活動に本当にそぐう。本当に目標としている。それにちょうどマッチする。そういうところはやっぱり採択される基準にはなるということですかね。早く申し込めば必ず採択されるという、そういうものではないんですね。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 私、静岡県に行ったときに、この担当だったのでちょっとお答えさせていただきますけれども、基本的には県ごとに割り振りの額が決まっております、さらに県から市町村に要望ありますかと。それで出てきたものを県で優先順位を決めて、では、これですかね。これですかねというのをやっていくというものです。県の優先順位ではまったものについては、金額の中に納めることが基本ですので、それについては、自治総合センターも、では、それでいきますねというような形になっております。ただ、これ、いろいろ制約というか、単純にお金がもらえるわけではなくて、宝くじの貢献のために使わないといけないので、クーちゃんというキャラクターがいるんですが、そういうキャラクターのシールを貼ったりですか、公民館の改修だったりなんかに充てられるんですけども、そちらについては「宝くじの活動によってできたものです」などはやらないといけないので、何でもかんでももらえるものではないということでございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 一定の自治総合センターコミュニティ、ここの一定の目標に沿った活動も当然しなければならない、そういう計画も立てなければならないし、だから、そうやって申請すれば、必ずそれにマッチするとは限らないということになるのかなと理解しました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 では、討論で発言させていただきます。私は令和2年度葛城市一般会計補正予算(第3号)について、反対の立場で討論いたします。もちろんこれには、政府の新型コロナウイルス感染症対策それから生活経営支援ということで、重要な国の予算を経て、今回具体的に、例えば給食の補助とか、あるいは業者の方々の経営について支援をする市独自の予算も含まれており、

このことについて私は反対するものではありません。

しかしながら、今日の中でも発言させていただきましたけれども、追加補正として債務負担行為の補正が出ております。これにつきましてはクリーンセンター長期包括管理運営委託事業ということで、令和3年度から令和11年度まで限度額25億1,511万5,000円、これが補正として追加されて出てまいりました。午前中からの議論でもありましたけれども、私は、もっと行政のほうから、こうした大きなしかも長期にわたる事業の計画及びその内容については、やはり事前に議員にしっかりと示していただいて、行政の方々は大変いろんなご苦労されて資料も集め、報告もコンサルタント会社に出し、そしてその中身を精査して、市民のためによりよいものとしてこの議案を出してこられるわけですが、我々が内容をあまり理解できずに、また疑問が残ったまま、こうした大きな案件について議決するというところに私は非常に抵抗を感じております。

そういう抵抗感を持っておられる方がほかの議員の中にもおられることは、私は今日の午前中の議論を聞いて本当にそうだなあと、皆さんそう思っておられるんだなと思ったところでもあります。このことについて、本当に残念なのは、予算委員の方々にとっては今日初めて、この内容について審議に、あるいは質疑に入るということになるわけですよ。そうすると、今日議決しなければいけないという、議決ということを抑えて、質問もし、議論もするということになると、本当に市民のためにいいものとしてお互いに行政と議会が協力しながら、いろんな問題点を詰めながら、いいものにしていくという姿勢、これが感じられない。私は、これは本当に残念なことであります。

そういう意味で、今後の議会のあり方について、こういうことを認めるんだったら、本当に当日大きいものでもぼんと出して、説明もそのときの質疑、委員会の中でやってください。こういう形で流されると、議員として例えば市内の有権者の方に、どうしてこういうことを決めたいのかと聞かれても、やはり私たちも確信持って答えることもできませんし、そういう議決はしたくないという思いで、今回反対の理由とさせていただきたいと思っております。この点については、本当今後ぜひ議会運営の中で考えていただきたいことでもありますし、行政にありましても、我々反対のための反対ということではなくて、やっぱりよく理解したいという思いがありますので、そういうことから、そういう手続が十分なされずに、今日の審議に至ったということで、反対したいと考えております。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

松林委員。

松林委員 議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第3号）につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。令和2年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,862万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ209億3,344万円とするものであります。本補正予算におきましては、地方創生臨時交付金事業として、新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛や休業要請等によって深刻な影響を被っている市民と市内事業者への支援事業が盛り込まれています。子育て世帯に対して、保育所、幼稚園、小中学校

の給食費3か月無償化、市内の中小企業や個人事業主に対して、がんばる企業応援交付金事業、これらについては早急に対応すべき支援事業となります。そのほかにも、テレビ会議システム構築事業等、公共空間安全・安心確保事業等、今後の感染症の予防に向けた対策も計上されています。また、新型コロナウイルス感染症にも多少関わることはございますが、学校情報化推進事業すなわちGIGAスクール構想の前倒しとして、タブレット、パソコンの購入も盛り込まれていますので、今後は休業による家庭学習にも利用していただき、学習の遅れが発生しないよう対策も検討していただきたいと思います。

本年度は、当初予算でも議論となりましたが、多数の事業が予定されている上に、昨年の繰越事業また本年度の新型コロナ対策事業と業務が増加している中、当該感染症により業務が停滞することも予想されますので、計画的な事業執行に努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 私も賛成の立場で討論したいと思います。この一般会計につきましては、地方創生交付金が主な事業であるわけでございます。私も、債務負担につきましてはいろいろ質問いたしました。しかしながら、これ一般会計の中に含まれているということになりますと、反対するというわけにもいきません。ですから、今後、谷原委員もおっしゃいましたけども、やはりその議論をできる場を設けるということと、あるいは、入札に際して、再度近隣等も調査しながら、できるだけ詳細に検討していただいて、一般競争していただけるということを要望して、賛成をしたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私は議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について、賛成の立場で討論させていただきますけども、1つだけちょっと条件というか、つけさせていただきますと思います。それだけ申し上げたくて、ちょっと発言をお許しいただきました。

まず一般会計については、これはもう全然もう反対する余地がないので、これはもう本当に、どうぞやってくださいというところですけど、ただ1点、もう皆さんお話しされているように、クリーンセンターの長期包括管理運営委託事業なんですけども、報告書、コンサルタントのやつも頂きましたけども、正直これを読み込んだところで理解できないところの、要するに知識の想定外のところが非常に多くて、これ理解するまでにやはり時間がかかると。現状で金額が妥当なのか、あるいはこの期間が9年という長期が妥当なのかというのが、正直この短時間で判断するところまで行けていないんです。これはもう私の理解不足かも分かりませんが、だから、ただそういうところにありましても、部長の説明にあったように、契約の内容が世間一般の情勢と乖離していったときには見直しできるということをお伺いしましたので、これは一応賛成のほうがいいんじゃないか。

ただ1つ、条件付と申し上げたのは、これだけの非常に内容的に複雑で理解に時間がかかるようなやつをこんな短期間で出してきて、我々に議決を迫るというこのやり方はちょっと

やっぱり納得いかないのです、今後はそこだけ気を付けていただいて、やはり、ほかの方も言っていच्छるように、これはやっぱり議会の同意を求める上で、やはりそういう努力もしていかないと、ちょっとこれ同じようなことを繰り返されると、そこはちょっと納得いかないところもありますので、そこだけちょっと条件付という形をあえて言わせていただきました。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 私も、今回の令和2年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。今回この一般会計、時間をかけていただいて、いろんなご意見を拝聴させていただいたところでございますが、特に、今回の一番の焦点となりました今回のクリーンセンターの債務負担行為の9年間の契約につきまして、昨日も厚生文教常任委員会のほうで内容につきまして、いろいろと説明を伺ったところでございます。賛成を、仕方なく賛成をされた方々の言われたその発言に対しての一定の理解をするところですが、内容を早く示していただいて、要するにコンサルタントのこういった報告書をもって、ある一定の期間精査された。その期間が長過ぎたのか、報告を間に入れたらよかったかと、その辺りにつきましては、当然議会のほうに報告をいただくのは私も当然だと思っております。

しかし、このコンサルタントの内容に報告書につきまして、これが妥当なのかどうかという判断は、やはり、なかなか議員であって、これは時間をかけていただいて、この詳細1個ずつ説明をされて、これが本当にいいのか悪いのかということになりましても、やはり理事者におかれましても、この内容は専門家にこういった形で一旦報告を受けて、それから葛城市としての方向性を決めていくという、このことにつきましては、どんな事業においてもコンサルタントを使って、やっぱりこう進めていくというやり方については、私は何の異論もありません。当然、道の駅もそうだったと思います。コンサルタントが大体10億円ぐらいの売上げを出すだろうという報告があり、やはり、今も10億円の売上げを出していくという、このデータをつくるということにつきましては、かなり専門家の知識であります。

ここについて、私たちが問うということはなかなかしにくいし、それだけの知識もないということで、ある一定のたたき台として、このデータは受けなければならないということだけは、ほかの委員もいろいろご意見を頂きましたけれども、これを全面に疑っていくというような考えは私は毛頭持っておりません。ですから、今回の運び方につきましては、やっぱり一定の報告がなされるべきだということだけを指摘しておきまして、今回は、賛成の立場で討論をさせていただきますので、私はこれで納得しております。よろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長 ないようですので討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第57号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に議第58号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

入替え、お願いいたします。休憩とりましょうか。それでは、25分まで休憩をいたします。

休 憩 午後3時15分

再 開 午後3時25分

増田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第58号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長兼健康増進課長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第58号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、昨年10月の消費税増税に対する保険料の軽減に係るものでございます。先ほど松林委員よりご質問いただいた一般会計補正予算、介護保険料助成費繰出金と連動しております。

まず、お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入予算のみの補正でございますので、2ページの第1表のとおり、予算総額に増減はございません。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお開きください。

保険事業勘定の歳入でございます。まず、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料で1,576万1,000円の減額。2節現年度分普通徴収保険料で175万1,000円の減額。合計しますと1,751万2,000円の減額が消費税増税に係る保険料の軽減分でございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、1節低所得者保険料軽減繰入金で1,751万2,000円を追加するもので、一般会計から介護保険料助成費繰出金として同額の追加となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、議第58号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第59号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案になっております議第59号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書、まず1ページのほうをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,081万6,000円とするものでございます。今回の補正内容は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策等関連経費の補正でございます。

それでは、事項別明細書4ページのほうをお願いいたします。

まず、下段、歳出のほうでございます。1款教育費、1項学校給食費、2目学校給食管理費で、令和2年3月分の小学校、中学校の臨時休業に伴う給食食材のキャンセル料といたしまして、21節補償補てん及び賠償金388万4,000円の追加でございます。また、1款教育費、1項学校給食費、3目地方創生臨時交付金事業費で、給食配膳時感染予防対策といたしまして、10節需用費23万2,000円の追加でございます。

次に、同じ4ページ、上段の歳入につきまして、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金で、市内公立幼稚園、小学校、中学校の児童生徒の給食負担金3か月分免除に伴う影響額、1節学校給食費負担金4,541万4,000円の減額でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、そのうち主なものといたしまして、まず、学校の臨時休業に伴う令和2年3月の給食材料キャンセル料を補助対象とする学校臨時休業対策費補助金のうち、市負担分と学校の臨時休業に伴う保護者負担軽減事業とする新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金分の繰入金ほかといたしまして、1節一般会計繰入金4,661万8,000円の追加となります。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入で、学校の臨時休業に伴う、令和2年3月の給食材料費キャンセル料を補助対象とする学校臨時休業等対策費補助金分、1節雑入291万2,000円となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。昨日も話題になっていたと思うんですけど、僕、インターネットで見ている、ちょっと聞き取りにくかったんですけど、僕のお知り合いの方が、ちょっとこれ予算と関係ないかも分かんないです。お知り合いの方から、ちょっと学校の給食が少ないという声を聞いていて、昨日、部長も1品減らしているという話。何でそういうことになったのかというのをちょっとお聞かせして。育ち盛りの子どもなんで、1品と言っても、どんな1品が減っているのかというのが昨日言われていたと思うんですけど、ちょっと聞き取りにくくて、明確になぜそうなったかという。やっぱり子どもたちの1品で大きいと思うんです、僕は。その辺ちょっとお願いできますか。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。ただいまの委員の問いにお答えさせていただきます。

1品少ないと言いますが、まず6月15日からの1週間に対しまして、給食再開に向かいます。配膳等についてどうするのかというところを学校等とも話をいたしまして、最初のうちはできるだけ配膳の少ない回数での給食を実施するというところで、献立等も工夫いたしまして、おかずが通常2品のところを1品にするというところで1品ということになっております。配膳を少なくすることによって、できるだけ感染の予防をするということを目的としております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 はい、分かりました。分かったんですかね。何が1品どういったものを、僕が聞いているのは、何か分からないんですけど、結構大きい1品がないのではないかとイメージで聞いているんです。僕は細かいことは分からないんですけども、感染を抑えるためなんですかね。

(発言する者あり)

杉本委員 それがちょっと、子どもたちがお腹すいているという声を僕は何件か聞いたので、ということは、もう普通に戻っているんですかね、今は。いつから戻っているんですかね。ちょっとお願いします。

増田委員長 油谷課長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センター油谷です。よろしくお願いいたします。

先ほどのお問合せの件なんですけども、当初6月15日から給食のほう再開しております、最初の週、19日までの週につきましては、通常主食と牛乳、それと、おかずを1品。大変子どもたちには申し訳ないんですけども、フライものであったり、ミートボールであったりというふうなところのみの提供になっております。ですが、2週目の22日、昨日からは、汁物等のおかずをもう1品増やしまして対応しております。提供のほうさせていただいております。こちらのほう6月中については、そういうふうな形でさせていただきます、順次、お

かずの品数のほうを増やさせていただき、また、通常の部分に戻すように順次提供してまいります。

それとあと、おかずのほかに、それだけでは主食のほう食べきれない部分がありますので、別包装になったものも1つつけるといふような形で対応のほうさせていただいております。よろしくをお願いします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 これは教育委員会部局の話なんですけども、予算に関係する部分がありまして、私のほうからちょっとだけ補足させていただきます。

学校給食を再開するに当たりまして、学校現場のほうから要望がございました。その要望といいますのは、コロナ感染症対策として配膳に関する部門を少なくしたいという要望がございました。その中で、学校給食センターとの打合せの中で1品という、配膳をする回数を減らすためにおかずが1品という形になりました。その中では、あくまでスタートの段階だけでございます。6月15日から始まりましたので第1週のみ1品という形になっておりますが、2週からは2品の形に戻っております。なおかつ、子どもたちに配膳させないで先生方が配膳するというような工夫もかなりされたようでございますが、さらにその配膳の感染症対策と言いますか、その機会を減らすということでパッケージになったもの、特にデザート系のものがもうパッケージに入ったものがございますので、そのようなものを追加するという作業もしております。随時そのようなものも増えていって行く状態になっております。

7月からは多分毎日そのような形のものが、学校給食のメニューの中に入ってくると思います。当分の間、夏休みも含めまして、感染症対策が続いております。工夫した中での学校給食の運営となっておりますので、確かに学校給食が始まったときは、子どもたちがかなりショックを受けられたというお話もお聞きしておりますが、あくまでコロナ対策のそういう事情がございまして、そういう形でのスタートになったということでご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。子どもたちは、育ち盛りでそう細かいことは分からないんですけど、僕この話聞いたときに1品を多くしたらいいのではないのと思ったんです。単純に。何回もしたらあかんという意味は分かるんですけど、1品を多くしたら、子どもたちはお腹いっぱいになるのと違うのと思っただけです。こういうことは、できるだけ子どもたちの声を聞いたら、僕言わざるを得ないので、今後ちょっと気をつけてください。よろしくをお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 その1週間の間、カロリー計算とか計算は、一応1品が少ないけどあったんか。通常、給食としてのカロリーやら、またビタミンやいろんな計算するやん。それはその1週間の間でも一応計算どおりの給食の支給していたのか。その辺、少なく見えてもその辺の計算ができ

てんのやったら、別に1週間だけでまた戻しているというから、問題ないんだけど、その辺だけ聞かせてもらいたい。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。ただいまの委員の問いに対しましてお答えさせていただきます。この1週間分のカロリーでございますが、学校栄養教諭、給食の栄養教諭がおります。そちらのほうで工夫をしていただきまして1品少ない分について、その残りの別のものに対して、ソースに対してふだんと違うものをつけ加えて、混ぜて栄養のほうを補充するとか、栄養価が下がらないような形の工夫をしたメニューをつくっていただきましたので、そのほうは大丈夫というふうに聞いております。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 給食のメニューのことなんですけれども、アレルギー対応食、今回、なかなか一般の通常のメニューを食べている人たちにも多少のコロナ対策ということでおかずが減数になったということがございますが、そのアレルギー対応食になってくると、また難しい問題も出てきているのかなというのも思うんですけども、この間、ちょっとお問合せがあったんですが、わかめご飯と牛乳だけやったと。アレルギー対応食、たまたま、おかずがそういう調達ができなかったのかということなんですけども、私もその内容についてはよく分かりませんので、アレルギー対応食の方たちが非常にまた逆にこの対策で、さらに、ちょっとこう給食に対する対応が悪いというようなことになっていないのか。

その辺と、これから普通に戻されますので、それであっても、感染症対策のメニューということとは難しいということは分かっているんですけども、その辺りちょっとどうであったかということだけお伺いしたいと思います。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 給食センターの油谷です。アレルギーをお持ちの方については、アレルギー対応食ということで、乳、卵、それとエビ、カニの4品目を除いたメニューで対応しております。その期間中に、通常でしたらこの4品目に当たる部分が含まれているものもありますので、それにつきましては代替のおかずをつけて、こちらのほう提供させていただいております。通常に戻りましても同じように、今までと同じような、このアレルギー除去をした対応食のほうを提供してまいりますので、よろしく申し上げます。

(発言する者あり)

油谷学校給食センター所長 あと、こちらのほうはアレルギー対応食なんですけども、アレルギーのほうの対応食の申込みをその対象の子どもたちにつき、アレルギーある子どもたちにつきましては、アレルギー対応食のほうを希望するというふうな申請を出していただきまして、こちらのほうは対応させていただいております。

先週のわかめご飯とおかずと牛乳だけやっただけというふうな。

川村副委員長 おかずはなかった。

油谷学校給食センター所長 おかずがなかった。だから、ご飯と牛乳だけやったということですか。

それにつきましては、戻りまして、確認させていただきます。どうもすみません。

増田委員長 川村副委員長。

川村副委員長 個別のアレルギー対応食だと、難しいと思っているんです。そのちょうど1週間の1品のおかずのときに、そのような状況になったかというところもあると思います。ただ、今回の新しい生活の仕方の中で、給食のメニューがそういった配膳をしないとなってくると、メニューの幅も少なくなってしまうし、それ以上にまた新しいメニューを加えていただくという努力はもちろんしていただきたいんですけども、やはり、うちの給食センターはアレルギー対応をやっていただいているという、やはり市民のアレルギーの方が非常にそこには期待をして、子どもたちにお弁当ももちろん持ってこられているという状況の、致し方なくそんな方もいらっしゃると思います。私も、その事例を聞いて、たまたまそのおかずが用意できなかったのかもしれないんですけど、やはり非常に残念やったとお母さんがそういうふうにおっしゃっておられましたので、これ今後、そういうことに配慮をぜひともしていただきたいという要望も入れまして、そんな日があったのかどうか、個別ですので、なかなか個々の問題ですので、そういった例をたまたま挙げましたけれども、そういったところに貧困な状況にならないように、申し訳ないんですがご配慮を頂きたいということを要望させていただきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それと4ページの3目学校給食管理費の関係ですけども、この前の一般質問の中で、材料費1,511万9,000円減額になりますよと。ところが、642万9,000円補てんせなあかんとこういう説明あったと思います。今この中のいわゆる補償補てん388万4,000円計上されているわけやけども、642万9,000円の不足分を計上されているのか。642万9,000円とは別にプラス388万4,000円を補てんせなあかんというふうになるのか、どういうふうになっていくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

増田委員長 油谷課長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしく申し上げます。

先ほどのご質問の学校給食管理費の補償補てん及び賠償金の388万4,000円につきましては、こちらのほうは令和2年3月の小学校、中学校の臨時休業に伴いまして、学校給食が中止になりました。その物資のほうを購入している業者に対して、既に発注されていた食材のキャンセルに係るキャンセル料が補償金のほうの対象となっております。こちらのほうを補償希望する業者につきましては、こちらのほうの合計額を補償金として上げております。よろしく申し上げます。材料費とは、ちょっと年度も変わりまして別個に別に上げさせていただいております。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今の課長の答弁では、いわゆる3月分の材料のキャンセル料が今の補正予算。これ600何

万円というのは、今度、9月か何かの補正に出てくると。そういうことになるわけ。

ところがこれ以前に、議員とかPTAの役員で材料費一部売却している分あるやん。品物を。そんなんはどないなるん。それはどっかの歳入受けてるん。

増田委員長 油谷課長。

油谷学校給食センター所長 油谷です。先ほどのお問合せの一部購入した給食材料費で売り払った分につきましては、3月の分については令和元年の雑入のほうに入れております。それとあと、4月、5月で発生した分につきましては、令和2年の雑入のほう、歳入のほうに入金のほうしております。

以上です。よろしく申し上げます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 要は、前年分についてはもう3月に雑入受けているよと。それで、この令和2年度分については、4月、5月分は今度また9月に。

油谷学校給食センター所長 雑入のほうは令和2年度で受けております。雑入は。

岡本委員 いやいや、ほなら3月の分は前年度、令和元年度で受けているわけやろ。ほんで、令和2年度が始まって、4月、5月分については、今度の9月で雑入で受けるということかい。

増田委員長 いやこれ、年度年度でしまいしているということやな。

岡本委員 今度9月にするわけ。

増田委員長 油谷課長。

油谷学校給食センター所長 この売払いの分につきましては、雑入の項目が既に歳入のほうの予算にありますので、こちらのほう一旦雑入のほうで、収入で充てさせていただいております。

増田委員長 今、反映していないてことやろ。

油谷学校給食センター所長 はい、こちらの方には入っていません。

増田委員長 今の補正には反映していないけども、雑入で処理していますとこういうことの説明や。

(発言する者あり)

増田委員長 いや、9月というか、今後の事務処理として、雑入で処理するということを説明してはります。

(発言する者あり)

増田委員長 そうです。報告するのがね。事務处理的にはもう随時やっているということでしょう。年度内。

岡本委員。

岡本委員 要は質問が悪かったと思うねんけども、いわゆる年度年度でやっていますよと。今、4月、5月で一応売却した分については、いわゆる会計処理はしてあるけども、予算処理としては9月のほうでしかできませんよと、こういう解釈でいいわけかい。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 ちょっと予算のことなんで私のほうから、回答させていただきます。間違っていたら、また正しい回答を今後させていただきますが、雑入予算としては給食とかにも雑入予算がありますので、既にその中ではまれば、それで終わりですし、それが、更に予算を超えるよう

な雑入が入ってくるようになれば、また9月だったり3月だったり歳入補正のほうをさせていただくようになります。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 要は、ある程度雑入を当初から見込んでいますよということやねんな。

溝尾副市長 当初予算で、今回のことを予想していたわけではないですけども、雑入予算として予算をある程度計上しておりますので、それにはまればそのまま補正はせず済みますし、それ以上になれば当然補正のほうを対応させていただきます。

増田委員長 よろしいですか。

はい、ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 4ページの歳出ですけども、3目の地方創生臨時交付金事業の中の給食配膳時感染予防対策事業ということで消耗品として計上されていますけれども、これが何かということについてお伺いします。

それからもう一つ、同じく、これは予算の中に直接関係するのではないんですけども、給食配膳時の感染症対策ということで、ちょっと気を遣うところだろうと思うんですけど、学校ではどのような給食時、配膳、それから児童の給食、それから、配膳されたものの回収、そこら辺ではどのような感染対策をされているのか。それについて2件お伺いします。

増田委員長 油谷課長。

油谷学校給食センター所長 給食センターの油谷です。よろしく申し上げます。先ほどの地方創生臨時交付金事業費の消耗品費についてなんですけども、こちらのほうは給食の配膳するときの感染症の予防対策に関しましての消耗品でございまして、こちらのほうは品物については、使い捨ての手袋でございまして、こちらのほうは校長会のほうでお話させて、最終的にこれで予算のほう要望しますということで報告したのですが、給食が始まりまして、配膳時どのような態勢で行うかというふうなことを話したときに、今までの服装、手洗いとかを十分にした上で配膳する人について使い捨ての手袋を使って配膳をすると。その配膳について、それ以外の方はほかのものをできるだけ触らないというふうなところで、感染症予防のほうをしていただく。当然手洗いと、あとマスクの着用というのは、食べる時以外は必ずしていただくというふうなところでお願いして感染症対策としております。よろしく申し上げます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 先生方、大変手数が増えているとは思いますが、私が聞いたところでは、回収時ですか、配膳時はそういう形でやっておられて、これは非常に注意されている。回収時にも何かいろいろと配慮されていることがあるんでしょうか。ここで非常に先生方の何か手間が増えているというふうなこともちょっとお聞きしたことがありますので、それは何か給食に関係してお聞きはしていないでしょうか。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 食べ終わった後の回収時につきましては、それぞれ子どもたちが自分たちで戻していくんですけども、できるだけ、常に指導のほうをされていると思うんですけど

も、きちんと決められた場所に決められた方法で食器等を戻すというふうなところで、その後また手洗いをするなりしていただきまして、感染の予防とさせていただいております。よろしくをお願いします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。密を避けるために、大勢の子どもが一斉にそこへわーと行って並べるのではなくて、順番に間隔を取りながらとか、非常に時間がかかるような回収になっているのかなということで、ちょっと今のお話聞いてよく分かりました。

意見ですけれども、やはり今学校の先生方、給食でも大変気を遣っておられますし、ほかの清拭の面でも、一般質問でも言わせていただきましたけれども、大変気を遣っておられるところがあって、労働量が非常に増えているということがありますので、1品を減らすというのも、そういう最初のスタートでそういうふうな対応を取られましたけれども、ぜひ、今後とも配慮をよろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって議第59号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

最後に議第60号、令和2年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第60号、令和2年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)につきまして説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛に伴う生活支援及び経済的負担の軽減のため、個人及び事業者向け支援策といたしまして、水道料金のうち基本料金を2か月分免除するため水道使用料の減額を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、第1款水道事業収益で既決予定額

7億9,877万4,000円から1,508万円を減額いたしまして、水道事業収益の総額を7億8,369万4,000円とするものでございます。

なお、支出の補正はございません。

詳細につきまして、収入支出の見積基礎におきまして説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道使用料におきまして1,508万円の減額を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

谷原委員。

谷原委員 これ水道料金の基本料金2か月ほど、市民の皆さんにある意味では、これはもう支払いをしていただかなくて結構という形で、市民の皆さんの生活に資するものだろうと思うんですが、この2か月で1,508万円ですか、大体。この予算で2か月とされたのはなぜなのかということ。水道事業ですから、公営企業体として利益という部分が当然考えられたのだろうと思うんですけども、ちょっとその根拠辺りをお聞かせ願えませんかでしょうか。

増田委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。

まず、なぜ2か月としたのかということでございますが、奈良県内各市町村におきましても、水道料金の基本料金の減免を行っている、既に行っているところ、また予定しているところが多々ございますが、その状況を見ますと2か月という市町村が大半でございまして、それに倣いまして2か月分とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 横並びで決めたということのようでありますけれども、ほかの市町村では4か月、6か月とかあったりしたので、私としては経営的な問題から、これぐらいの余裕が出るので、これぐらいはいけるかなというふうな判断かなと思ったので、ちょっとお聞きしたんですけれども、ここに補正予算として、収益的収支、支出について出ております。最終的に、言ってみれば今年度の営業利益あるいは最終の純利益というものが、これによってどう変わるのか、ちょっとお聞かせ願えませんかでしょうか。最終の純利益でも結構ですから、全て取り払ったあとの。よろしくお願いたします。

増田委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。ただいまの純利益なんですけれども、まず、1ページをお開きいただきますと、収入の既決予定額に対して、支出の既決予定額を差し引きいたしますと1億820万8,000円の税込利益ということになります。そこから1,508万円が

減額されるため、税込利益といたしましては9,312万8,000円という形になります。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 私の意見ですけれども、葛城市の水道事業、大変、経営も優れた経営をされて、毎年それなりの利益を上げておられます。今お聞きしましたけれども、今回2か月分1,508万円等減額になったとしても、なおかつ9,300万円程度の収益が上がるというふうに理解させていただきました。今後横並びということもありますけれども、できる限り事業内容に見合っ、基金も積み立てておられると思います。ほかの市町村でも、2か月のところから6か月というふうに上乘せするところも出てまいりましたし、今後とも経営内容も含めて、市民の皆さんに還元するというので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今の谷原委員の質問で部長は、単純に営業収益、営業外収益で、今ざっと計算したら9,312万8,000円。利益出ますといつもこう言うわけやけど、実際の純利益、令和2年度はほとんどなくなるのと違うんかな。1,500万円減額することによって、帳簿上の利益は9,300万円出てくるけども、現実、実質は1,500万円ぐらいで止めないと利益が赤字になるのと違うかというふうに思うんだけども、それは福森課長、どうです。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。全体の総収益から総費用でしたら、さっき部長がおっしゃったように今年度でしたら9,300万円となりますけども、これにつきましては、ほぼ長期前受金の収益額をほとんど含んでおりますので、営業活動の利益といたしましては、かなり1,500万円といたしましてはかなり厳しい状況になると思ひます。去年から、平成30年度につきましても営業利益で約1,300万円、今年度、令和元年度につきましては、まだ決算の報告はありませんけれども、平成30年度よりは営業利益は減額になる予定になっております。だから、令和2年度も1,500万円が減額されると、営業活動の利益としては、令和元年度、今後の収益にもよりますけども、かなり厳しい状況になることを報告させていただきます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって議第60号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了をいたしました。委員外議員おられないです。

それでは、これをもちまして、ちょっとご挨拶やな。

朝9時半から長時間にわたりまして、市長並びに副市長ずっとお座りを頂いて、長時間にわたりましてご審議を賜ったこと、厚く御礼を申し上げます。今予算特別委員会で多数のご意見を理事者側にもあったかというふうに思います。討論の中にも、いろんなご指摘のあった賛成討論も多数ございました。この内容については、真摯に受け止めていただいて、今後の事業に反映していただきますようお願いを申し上げます、委員長からのご挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時08分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

増田 順弘